

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 令和3年度

守口市教育委員会

令和4年9月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

- ①点検・評価の趣旨
- ②点検・評価の対象
- ③点検・評価の方法
- ④点検・評価の構成

(2)守口市教育委員会の組織・構成

- ①教育委員名簿
- ②教育委員会事務局組織及び関係部局概要

(3)守口市教育委員会の活動状況

- ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件
- ②教育長及び教育委員の活動状況
- ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

(4)令和3年度の教育委員会の取組み

- 教育委員会の決算
- 第2次守口市教育大綱について
- 令和3年度 めざす守口の教育(概要)

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針2】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

■授業改善の推進☒

■支援教育の充実☒

■自学自習力の育成

【基本方針3】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

■人権教育の充実☒

■生徒指導の充実、キャリア教育の充実☒

■道徳教育の充実

【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

■学校経営の改善 ☒

■教育環境の充実

■教職員の資質向上・研修の充実

社会教育分野

【基本方針5】

生涯学べる社会をつくる

～学びと気づきを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

■社会教育の振興

過去の報告書はこちら↓



教育委員会マスコット
もりもり



I 教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成し、公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、評価した内容を次年度以降の教育施策に反映させることを目的としています。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検及び評価の対象

守口市教育委員会では、「守口市学力向上プラン」に沿って、毎年度の教育目標とそれを達成するための基本方針を定め、基本方針ごとに重点的に取り組む項目を、「めざす守口の教育」としてまとめています。

「めざす守口の教育」は、学校と共有するとともに、市HP等で公表し、目標と課題を明確にするとともに、学校、家庭と足並みをそろえた教育行政の推進を目指しています。本報告書では、令和3年度の「めざす守口の教育」に掲げた重点項目を基本に、教育委員会が取り組んだ内容を項目立てし、点検及び評価の対象としました。

③点検及び評価の方法

点検及び評価にあたっては、「基本方針」に基づき取り組んだ主な施策や事業の内容とともに、進捗状況を明らかにした上で、令和3年度の事務の管理と執行の状況を4段階で評価し、「評価の根拠」とその結果を踏まえた「今後の方向性」を示しました。なお、中長期的な課題については、「今後の方向性」の箇所ですべて説明しています。また、点検及び評価の客観性を高めるため、内容について学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

学校教育分野

・関西外国語大学 英語キャリア学部
(英語キャリア学科小学校教員コース)

教授 浦嶋 敏之 氏

社会教育分野

・関西大学 文学部
(総合人文学科 教育文化専修)

教授 赤尾 勝己 氏

④報告書の構成

本報告書は、「Ⅰ 教育委員会の点検・評価」と「Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について」で構成されています。

「Ⅰ 教育委員会の点検・評価」では、点検・評価制度の説明や守口市教育委員会の組織構成、活動状況、分野ごとの取組みを総論的にまとめており、概要がわかるようになっています。

「Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について」では、「令和3年度 めざす守口の教育」で設定した5つの基本方針と、それを達成するための重点項目ごとに各論的に点検及び評価をしています。

具体的には、重点項目ごとに目標を掲げ、目標達成に向けた主な取組みと、目標の達成度に応じた評価を示すとともに、評価した根拠と、今後の方向性を記載しています。

また、目標ごとに学識経験者の意見・助言を掲載し、客観的な視点を確保しています。

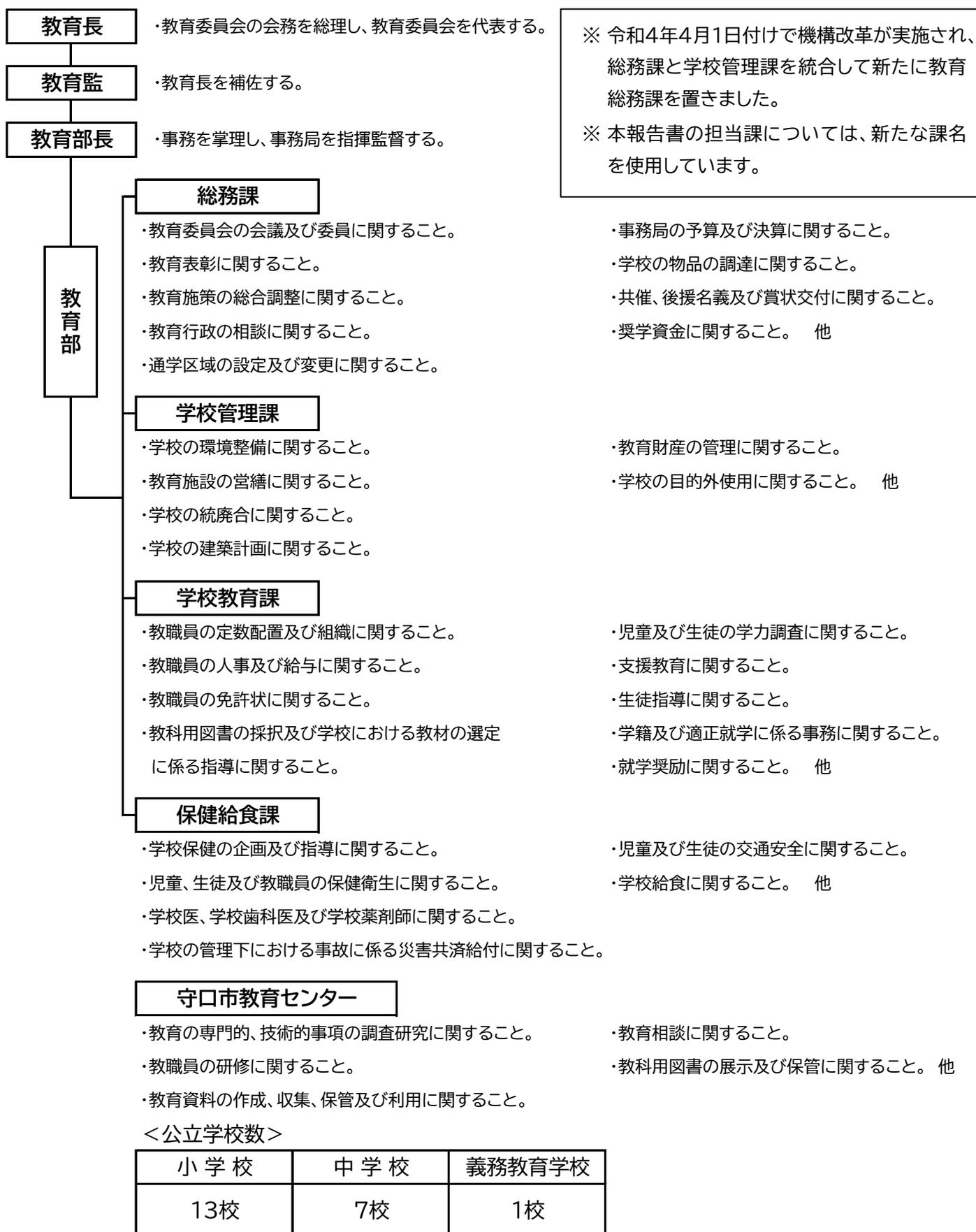
なお、説明が必要と思われる用語については注釈を付け、理解に役立つと思われる資料についても、可能な限り掲載しました。

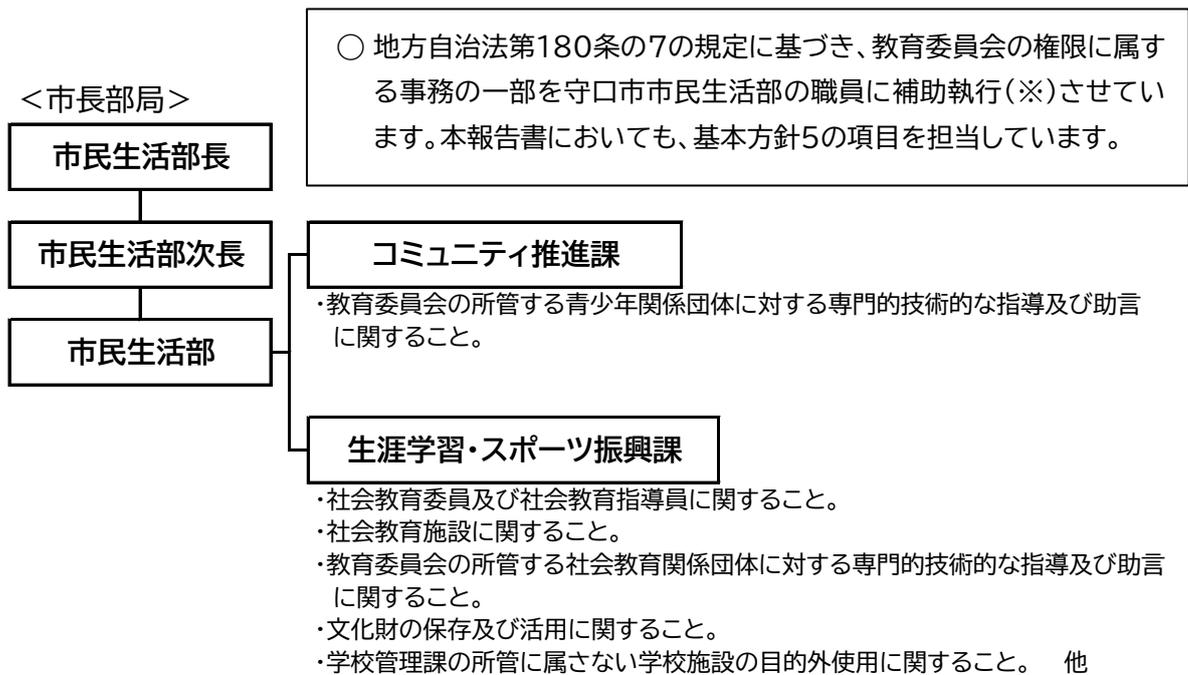
(2)守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿 令和3年度末現在

職名	氏名	任期		
教育長	太田 知啓	1期	令和2年 4月 1日	～ 令和5年 3月 31日
教育長職務代理者	江端 源治	1期	平成24年 3月 11日	～ 平成28年 3月 10日
		2期	平成28年 3月 11日	～ 令和2年 3月 10日
		3期	令和2年 3月 11日	～ 令和6年 3月 10日
委員	杉岡 佐緒理	1期	令和2年 7月 7日	～ 令和6年 7月 6日
委員	田中 満公子	1期	令和3年 8月 2日	～ 令和7年 8月 1日
委員	古川 知子	1期	令和3年 9月 9日	～ 令和7年 9月 8日

②教育委員会事務局組織及び関係部局の概要(令和3年4月1日時点)





○「地方自治法」(抜粋)
(事務の委任等)

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

※【補助執行】:自らの権限に属する事務の執行にあたり、職員等をして内部的に補助させること。権限の配分に変更を加えることなく、内部的に処理させるための方法であり、対外的には自らの名において事務が執行されることとなる。そのため、補助執行者の名が表示されることはなく、自らする行為としての効果を生じ、その責任も自らに帰属する。

(3)守口市教育委員会の活動状況

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。

(令和3年度…定例会12回 臨時会1回開催)

開催日 開催会議	審議案件
4月22日 定例会	学力向上に係る目標値の設定について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
5月21日 定例会	守口市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案 令和3年度教育費補正予算案についての意見 守口市立学校いじめ防止対策等審議会より答申を受けての今後の対応方針(案)について
令和3年 6月24日 定例会	守口市教育委員会表彰規程の全部を改正する規程案 新しい学校・園づくり審議会委員の委嘱について 新しい学校・園づくり審議会に係る諮問案について
7月28日 定例会	令和3年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について 令和4年度使用小学校教科用図書の採択について 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について 令和4年度 支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について

開催日 開催会議	審議案件
8月25日 定例会	<p>令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)の結果の取扱いについて</p> <p>令和2年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について</p>
9月21日 定例会	<p>令和3年度教育委員会表彰について</p> <p>令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)の結果概要(案)について</p> <p>令和4年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)への参加について</p> <p>新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針について</p>
10月25日 定例会	<p>令和3年度教育委員会表彰について</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</p>
11月22日 定例会	<p>守口市立図書館条例の一部を改正する条例案についての意見</p> <p>令和3年度教育費補正予算案についての意見</p>
12月21日 定例会	<p>守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案</p> <p>令和4年度教育に関する予算についての意見案</p> <p>守口市教育財産の処分の申出について</p> <p>令和4年度 支援学級在籍児童使用予定の教科用図書の採択について</p>

令和3年

開催日 開催会議	審議案件
1月31日 定例会	<p>令和3年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見</p> <p>令和4年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドライン(案)について</p>
2月7日 臨時会	令和4年度 守口市立学校長等任命の内申案について
2月21日 定例会	<p>守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>守口市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案</p> <p>守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案</p> <p>守口市文化財保護審議会委員の委嘱について</p>
3月28日 定例会	<p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動(案)について</p> <p>令和4年度 めざす守口の教育(案)について</p> <p>守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の設置について</p> <p>教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則</p> <p>守口市教育委員会事務決裁規程及び守口市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程</p> <p>教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</p>

令和4年

②教育長及び教育委員の活動状況

教育長及び教育委員は、教育関係団体の会議や研修、学校行事への出席や教育現場への訪問・視察を通して、教育課題及び教育現場の実情把握に努め、本市における効果的・効率的な教育行政の推進に取り組んでいます。

また、総合教育会議で、市長が教育大綱の策定や見直しを行う際に、教育行政に対する課題提示や意見交換などを積極的に行っています。加えて、市長が教育に関する予算案や条例案を市議会に提出する際には、意見を述べるなど、本市の教育が抱える課題や方向性を市長と共有し、解決に向けた取組みが施策に反映されるよう活動しています。

その他にも、市内のスポーツ・文化関係団体等の社会教育関連行事に参加しています。

主な出席行事等	
4月	6日 令和3年度市町村教育委員会教育長会議
	9日 大阪府都市教育長協議会 総会・4月定例会
	12日 第1回北河内地区教育長協議会
6月	25日 大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会
7月	9日 大阪府都市教育長協議会7月定例会 第1回守口市新しい学校・園づくり審議会
	13日 第2回北河内地区教育長協議会
	30日 大阪府都市教育長協議会夏季研修会1日目
8月	27日 大阪府都市教育長協議会役員会・夏季研修会2日目・8月定例会 第2回守口市新しい学校・園づくり審議会
9月	1日 市民一般表彰選考会
	13日 第1回総合教育会議
	14日 令和3年度守口地区保護司・教育関係合同研修会
	17日 第3回守口市新しい学校・園づくり審議会
	18日 Kidsもりぐち 総会
10月	8日 大阪府都市教育長協議会10月定例会
	14日 大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会(第60回中央研究発表大会)
	17日 守口ライオンズクラブ 第1回少年少女野球大会
	28日 第3回守口市新しい学校・園づくり審議会
11月	4日 令和3年度大阪府守口保健所運営協議会
	5日 令和3年度第1回北河内地区教育長協議会主催研修会
	21日 守口市美術展覧会授賞式
	25日 第4回守口市新しい学校・園づくり審議会
	26日 令和3年度守口市PTA研究大会
12月	2日 第2回総合教育会議
	4日 ヒューマンライツフェスティバル
	5日 令和3年度守口地区保護司会 祝賀懇親会
	20日 第5回守口市新しい学校・園づくり審議会
	23日 市町村教育委員会オンライン協議会
1月	10日 令和4年守口市成人式
	14日 大阪府都市教育長協議会役員会1月定例会
	27日 第3回北河内地区教育長協議会
	28日 令和3年度第2回北河内地区教育長協議会主催研修会
2月	3日 第4回北河内地区教育長協議会
	10日 令和3年度北河内地区教育委員会委員研修会
	21日 令和3年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議

※ 令和3年度については、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から多数の行事が中止となりました。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、「めざす守口の教育」をはじめとした教育委員会の基本方針、学校の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

また、令和3年度から、児童生徒の授業風景や学校の情報を写真付きでわかりやすく説明する新コンテンツ『発信！もりぐちのきょういく』～もりもりがゆく～』を配信しています。



学校の情報を発信
しているよ♪
右の二次元コードか
ら覗いてみてね！



(4)令和3年度の教育委員会の取組み

守口市教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育それぞれの分野で目標を掲げ、本市の教育を高めるよう努めています。

【教育環境の充実】

教育委員会では、児童生徒がより良い環境で学ぶことができるように、学校施設の維持管理や、更新整備を行っています。令和3年度は、藤田小学校、佐太小学校、梶中学校において、老朽化した高圧受電設備の更新工事を行う予定でした。しかし、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの流行に影響を受け、工事に必要な部材の納入が遅れたことから、藤田小学校と佐太小学校の工期が遅れ、翌年度へ繰り越すこととなりました。

また、熱中症対策として、ウォータークーラーの小学校への設置を進めており、令和3年度は八雲小学校に設置しました。

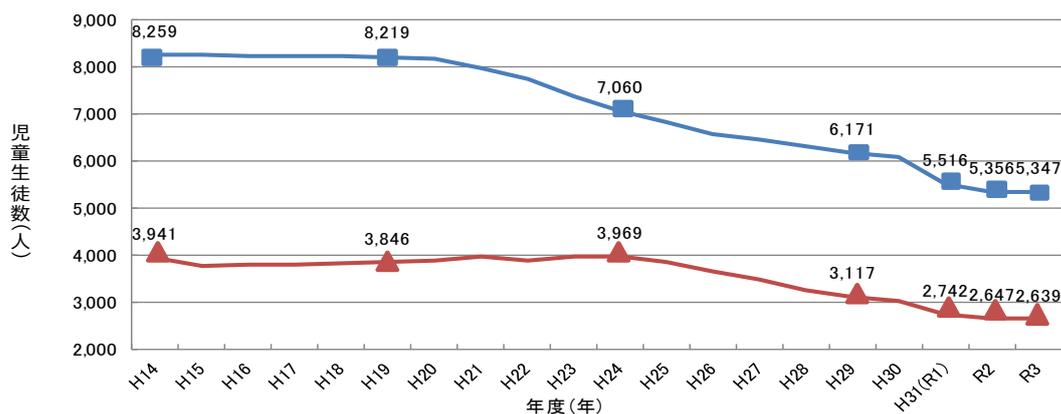
将来的な本市の学校の在り方についても検討を進めています。検討にあたっては、現在の学校施設の老朽化度合や、今後の本市の学齢児童の人口推計をはじめ、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現や、国が示す小学校の35人学級編成への段階的な移行への対応など、多くのことを勘案しなければなりません。その一環として、令和3年7月には、市民の代表者や学識経験者等で構成される「守口市新しい学校・園づくり審議会」に対し、今後の市立学校の在り方について諮問しました。

審議会では、「社会の在り方が劇的に変わる時代において、守口市の子どもたちをどう育てていくか」という視点で議論が重ねられ、計6回の審議を経て、令和4年3月に、「子どもたちが主役の魅力ある学校づくり」を柱とした答申を受けました。

守口市新しい学校・園づくり審議会の横山会長(写真右)から教育長に答申書が手渡されたよ！
答申書は、左の二次元コードから見てみてね！



守口市立学校の在籍児童生徒数推移(H14～R3) ※学校基本調査数値



【教育環境の充実】

〔市立小・中学校等棟別築年数表〕令和4年4月時点

学校種別	築年数						合計
	10年未満	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上	
小学校	3棟	1棟	1棟		25棟	26棟	56棟
中学校	2棟			2棟	18棟	12棟	34棟
義務教育学校	3棟						3棟
合計	8棟	1棟	1棟	2棟	43棟	38棟	93棟
棟/全体棟	8.6%	1.1%	1.1%	2.2%	46.2%	40.9%	100.0%

【教育内容の充実】

教職員や児童生徒の意欲をより一層喚起し、今後の学校教育計画に基づく学習活動の具体化に繋げることで、本市の児童生徒の学習状況の一層の改善に学校と教育委員会、保護者が一丸となって取り組めるよう、令和元年度には、学力向上にかかる目標値6項目を設定しました。その後、令和3年2月に実施した市アンケート調査では、授業改善及び予習・復習の習慣化については全国水準を上回る状況を確認することができ、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の推進が組織的に進められるなど一定の成果が見られました。一方、勉強・読書時間については数値の向上が見られる項目はあるものの、目標達成には至りませんでした。

そこで、新たな守口市学力向上プラン(計画期間:令和3年度から令和5年度)の策定にあたっては、これらの成果や課題を踏まえ、これまでの「授業改善の推進」及び「自学自習力の育成」に向けた取組みを継承しつつ、誰一人取り残さず、すべての子どもたちの確かな学びを保障するため、児童生徒個別の状況の把握・分析と9年間を見通した系統性に重点を置き、本市のすべての学校で取り組むべき内容について焦点化を図った上で示しました。

令和3年度は、守口市学力向上プランに基づいた各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組みを学習用タブレット端末等のICT機器を効果的に活用しつつ、組織的な研究体制のもと進めました。

加えて、学校・家庭・地域の協働体制を構築させつつ、地域住民等の意見を学校運営に反映させるため、令和2年度にすべての中学校区及び義務教育学校に設置した学校運営協議会を活用し、学校支援活動の活性化に取り組んできました。同時に、新学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくため、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持って勤務できるよう、全校に配置したスクール・サポート・スタッフによる校務の支援等、「学校における働き方改革(全体計画)」に基づく業務改善や意識改革にかかる取組みを推進しました。

【社会教育の充実】

教育委員会は、「守口市立図書館」と、「もりぐち歴史館『旧中西家住宅』」の2つの社会教育施設を所管しています。

令和3年度については、市立図書館は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、4月から6月の間で約2ヶ月間、もりぐち歴史館は4月から6月と8月から9月の間で約4ヶ月間休館せざるを得なくなりました。開館後も、開館時間の短縮や、イベント自粛の必要性に迫られました。守口市のガイドラインを遵守し、感染対策を徹底した上で可能な限り社会教育活動を行いました。

特に、市で策定している「子ども読書推進計画」に関する事業の一環として、市立図書館では「おはなし会」や読み聞かせイベント等を定期的で開催し、児童生徒が早い段階で本に触れあうきっかけづくりと、読書の大切さの啓発に努めています。中でも、令和2年度に好評を博した絵本作家の方々の原画展や、作者自身による読み聞かせ講演会を令和3年度も引き続き開催し、直に絵本の世界を感じる機会を提供しました。また、児童生徒の施設見学の受入れ、職業体験にも協力しており、読む機会の提供だけに留まらず、本に関する様々な体験を通じて、本に興味を持ってもらえるよう取り組んでいます。

さらに、令和3年度は、市立図書館に隣接する大日公園の再整備に合わせて、図書館と公園を繋ぐ通路を整備し、図書館と公園の連続性を創出しました。今後は、公園を活用したイベントの増加や、それぞれの利用者が相互に流動しながら施設を活用できるような取り組みを行います。

ほかにも、文化・芸術の振興を目的に、恒例の「日本南画院大作展」と、「市美術展覧会」を開催しました。コロナ禍の事業実施となったことから、作品数と来場者数は昨年度より減少しましたが、「日本南画院大作展」については、2年ぶりに開催することができました。

文化財の活用と保存意識の啓発の観点から社会教育団体である文化財研究会と共催で、例年「文化財展」の開催や、文化財や考古学に関する講座を実施しています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、「文化財展」は残念ながら中止せざるを得ませんでした。しかし、「子ども考古学教室『親子！！勾玉づくり 勾玉ってなに？』」を実施しました。

もりぐち歴史館においては、伝統文化の継承を目的として、ひな祭りや端午の節句等季節柄のイベントを開催したり、建物の魅力を活かしたコスプレイベントや、市民の交流の場として演奏会を開催するなど、文化財の魅力を多面的に発信する取り組みを行いました。加えて、気軽に市の歴史に親しんでいただきたいという思いから、もりぐち歴史館では定期的にテーマを変えながら文化財を展示しています。また、市立図書館では、郷土資料展示室を設け、発掘調査で出土した土器や埴輪等の貴重な市の考古資料を中心とした常設展示を行っています。



【新型コロナウイルス感染症への対応】

令和3年度においても、全国的にコロナ禍が収束することはなかったため、本市においても多くの学校で臨時休業が発生しました。しかし、学校教育においては、ポストコロナを見据え、国・府のガイドラインを遵守し、感染予防を徹底しながらも教育活動を継続できるよう努め、前年度のように全校を一律に休校させる対応とはしませんでした。

コロナ禍においても児童生徒の学びを保障するべく、学習用タブレット端末を毎日家庭に持ち帰り、学年閉鎖などの臨時休業時には学校と家庭をオンラインで結び、健康観察や授業に取り組んできました。また、教職員の研修も、対面実施から、オンライン会議システムを活用した実施方法に変更するなどし、感染拡大の予防に努めました。

学校行事についても、運動会・体育大会を学年ごとに分散して実施したり、入学式及び卒業式は、原則として卒業生、保護者、教職員のみでの参加としつつ、時間短縮等の措置を講じて実施する等、各学校の実情に応じた工夫により、できるだけ実施することとしました。前年度に引き続き、修学旅行については、万が一中止とした場合や、児童生徒がコロナ関連事由で参加できなくなった場合に、キャンセル料の負担を軽減するための措置も継続しました。

さらに、密をさけるため、余裕教室や相談室などを学習室として活用するにあたり、必要な部屋には空調設置を行ったほか、各学校に二酸化炭素濃度計(CO2マネージャー)を配備したり、来校者用非接触型サーモカメラを全校へ1台ずつ整備したりするなど、設備面でも対応を行いました。

加えて、学校施設の維持管理にかかる工事や委託業務の実施にあたっては、施工業者や受託者に対し、検温や手指の消毒並びに作業時のマスク着用などを指示し、感染症対策を徹底しました。

また、休業基準についても、府教育庁が第6波を受けて府立学校に示した休業基準を参考に、本市においても学びの保障の観点から検討を重ね、令和4年3月4日付けで、従来の「3日間の学年閉鎖」から「3日間の学級閉鎖」へと対応の原則を見直しました。

社会教育においては、緊急事態宣言等の発出に伴い、守口文化センター、守口市民体育館及び守口市立図書館は、4月25日から6月20日まで、もりぐち歴史館は4月9日から6月20日まで臨時休館としました。各施設開館後は、開館時間短縮または咳エチケットや手洗い等、感染症予防にかかる注意喚起を行うとともに、アクリルパーテーションの設置、マスク着用と体表面計測カメラを活用した入館時の検温等の実施を徹底し、感染防止に努めました。



来校者には、非接触型サーモカメラで体温を計ってもらいます。



教室等で二酸化炭素濃度計(CO2マネージャー)を活用しています。

令和3年度に実施した守口市教育委員会の新型コロナウイルス感染症対策施策

授業時数の確保	学校行事等の精選
	始業式・終業式・定期考査等の前後に授業を実施
	個人懇談等の工夫
	短い時間を活用した授業の実施
指導内容の確実な実施	前年度の未指導内容の確認
	指導計画の見直し
感染リスクを低減した教育活動の実施	感染状況を踏まえた感染リスクの高い活動の制限(児童生徒が長時間、近距離で行う対面活動、合唱、調理実習、身体接触を伴う活動等)
	プール指導について、更衣場所やプールサイドにおいて密を避けて実施、または水難事故防止等について座学で実施
	学年別に実施するなど開催方法を工夫した運動会・体育行事
	参加者の制限や持ち方を工夫した入学式、卒業式
臨時休業や出席停止の児童生徒へのオンライン授業の実施	ルータ・SIMカード貸与による家庭の通信環境支援
	オンライン授業実施に向けた全校一斉接続テストの実施
	各校にウェブカメラや三脚等の配布
	オンライン授業実施に向けた「『オンラインによる子どもの支援』実施モデル」の作成
新型コロナウイルス感染症における対応方針	国や府の感染防止対策に係るガイドライン等を踏まえた修学旅行等の行事に関するガイドラインの改訂
	新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針の改訂
	守口市立学校における児童生徒・教職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの策定
学校生活における感染防止対策の徹底	衛生物品の配布と、消毒の徹底
	各校に非接触型サーモカメラ及び二酸化炭素濃度計(CO2マネージャー)を配備
	家庭への文書配布、ポスター掲示による咳エチケットや手洗いの呼びかけ
	学校に出入りする工事施工業者や業務受託者へ新型コロナウイルス感染症対策を徹底
Web会議の実践	教職員研修や会議等におけるオンライン活用の推奨
ホームページによる情報発信	新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応及び各学校における臨時休業等の実施状況の情報提供
家庭の負担軽減	宿泊行事が中止となった際のキャンセル費用の補助
生涯学習機会の提供	感染対策を工夫した社会教育施設におけるイベントの実施
社会教育施設利用時の安全・安心	各施設の休館、開館時間の短縮
	アクリルパーテーションの設置、マスク着用の徹底、入館時の検温等指定管理者と連携した感染防止対策
	文化センター、市民体育館、市立図書館における体表面温度計測カメラの設置
その他	緊急事態宣言期間中は、学校施設の目的外使用許可を中止
	給食業者への廃棄食材等に対する補償

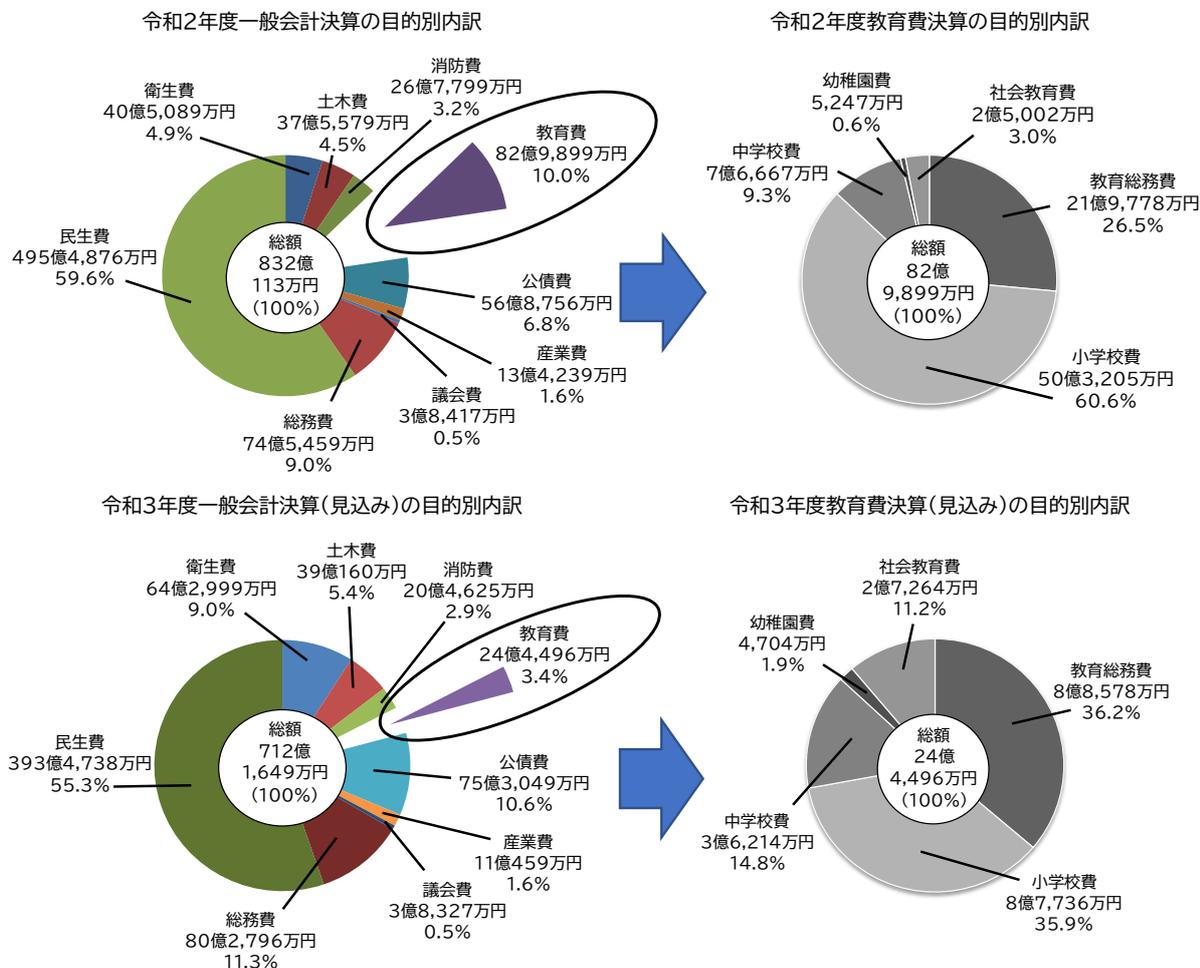
教育委員会の決算

一般会計における過去5年間の決算総額と教育費の割合の推移

(平成29年度～令和2年度は決算額、令和3年度は決算見込み額)

	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込み)
教育費	93億2,602万円	25億3,845万円	40億8,469万円	82億9,899万円	24億4,496万円
教育費以外※1	562億3,875万円	577億6,876万円	572億1,059万円	749億 214万円	687億7,153万円
総額	655億6,477万円	603億 721万円	612億9,528万円	832億 113万円	712億1,649万円

※1 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額



※令和3年度教育費決算(見込み)金額増減額の主な理由

①教育総務費	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設整備基金の積立金が減少したため。 ※令和2年度は旧さつき小学校用地の売却益を積み立てたため。 ○一人一台端末の整備完了に伴い、消耗品費が減少したため。
②小学校費	<ul style="list-style-type: none"> ○さくら小学校新校舎新築工事の完了に伴い、工事請負費等が減少したため。 ○校内通信ネットワーク整備の完了に伴い、委託料が減少したため。
③中学校費	<ul style="list-style-type: none"> ○校内通信ネットワーク整備の完了に伴い、委託料が減少したため。 ○トイレ改良工事の完了に伴い、工事請負費等が減少したため。
④社会教育費	<ul style="list-style-type: none"> ○大日公園再整備事業に伴う工事請負費等が増加したため。 ○市立図書館駐輪場整備事業に伴う工事請負費等が増加したため。

第2次守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市では計3回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、令和3年3月に「第2次守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

1.大綱の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2.策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題に対する認識を共有しつつ、協議・調整を行い、第6次守口市総合基本計画の将来都市像である「いつまでも住み続けたいまち守口～暮らしやすさが、ちよ～どええ↑～」を実現するため、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を考慮し、教育活動に関する理念及びその実現に向けた教育行政の基本方針を定めることとします。

市長及び教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進します。

3.期間

大綱の期間は、第6次守口市総合基本計画との整合性の観点から前期基本計画期間と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4.現状と課題及び今後の方向性

グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会が加速度的に変化する中、核家族化や少子高齢化の進展、また地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においては、子どもたちが変化の激しいこれからの時代に自らの力でしっかりと生き抜くことができる確かな力を身に付けられるよう学力向上やいじめ、不登校、児童虐待などの様々な課題を解消し、自己肯定感を高めつつ一人ひとりの学びと育ちを保障することが必要であり、そのためには、市長と教育委員会との連携はもちろんのこと、保護者をはじめ市民全体で子どもたちを支えていくことが必要不可欠です。

その基本目標として、子どもたちの学力向上に向けた取組をさらに進めることは当然のこととし、それだけではなく多様な考え方を持つ児童・生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身に付ける場を提供し、心豊かでたくましく育つことができるよう、教育内容及びその環境を整えることが必要です。

また、外国人児童・生徒等に対する支援の充実や、いじめの未然防止・不登校の早期解消への取組など教育をめぐる今日的課題への対処も急務です。

さらに、福祉的アプローチなど様々な資源と手法により家庭へのサポートに配慮しつつ学校教育と家庭教育が密接に連携し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の更なる深化が必要です。

このため、本市では、保護者や地域住民の代表が特別職の地方公務員の身分である学校運営協議会委員となり、学校・家庭・地域における課題を共有し、共通の目標に向かって取組を進める学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)や大学、スポーツ団体、企業、市民団体及びNPOとの連携などの取組をこれからもさらに進めます。

これら学校と地域、関係諸団体との市民協働、地域連携を推進する体制は、子どもたちの教育環境を改善するだけでなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動への参画を通じて、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながり、学校だけでは実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流機会の充実など、子どもたちに多様な教育メニューを提供することができると考えます。

今後も変容し続け、予測することが困難な時代を生きる子どもたちが、発達段階に応じ「生きる力」を育むために、市長及び教育委員会が各学校長や教職員と力を合わせて学校教育・社会教育を総合的に推進します。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

第6次守口市総合基本計画

<将来都市像>

いつまでも住み続けたいまち守口
～暮らしやすさが、ちょうどええ！～

まちづくりの目標

- (1) 子どもや若い世代が夢を育めるまち
- (2) 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち
- (3) 安全に安心して暮らせるまち
- (4) 市民が誇れる魅力あるまち
- (5) 持続可能な都市づくりを進めるまち

整合

守口市教育大綱

教育に対する理念

郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際化社会で主体的に行動する人の育成

施策の方向性と基本方針

I. 学校・家庭・地域の連携による次代を担う子どもの育成

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1 命を守る | 5 地域の力と教職員の自己研鑽
で学校力を高める |
| 2 学力を伸ばす | 6 安心して子育てができる環境
を整備する |
| 3 心を育てる | |
| 4 魅力ある学校づくりを推
進する | |

II. つながりとふれあいの推進

- | | |
|-------------|---------------|
| 7 人と地域がつながる | 8 生涯学べる社会をつくる |
|-------------|---------------|

教育振興基本計画【国】

さんしゃく
参酌

反映

学力向上プラン

反映

教育指針「めざす守口の教育」

+

前年度に教育委員会が行った取組み

反映

点検及び評価

点検・評価報告書(本書)

※参酌…他と比べ合わせて参考にすること

めざす守口の教育（概要）

「めざす守口の教育」では、守口市が掲げる教育理念を実現するために、守口市教育委員会が、当該年度に取り組む基本方針、重点項目を設定した教育方針を示しています。

策定にあたっては、守口市総合基本計画、守口市教育大綱等を踏まえつつ、令和3年度は新型コロナウイルス感染症や、教育の情報化をはじめとする急激な社会の変化に適切に対応することを重点としております。

<教育理念>

「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 命を守る

「1 健康・体力づくりの充実」では、学校教育全体を通じた、健康の保持・増進及び体力の向上に向けた取組みを示しています。加えて、「2 安全・安心な環境づくりの推進」では、新型コロナウイルス感染症の対策の内容を新たに加え、安全・安心な教育活動の充実にかかる取組みを示しています。

基本方針2 学力を伸ばす

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障するため、学力向上プランで2本の柱として示している「3 授業改善の推進」と「4 自学自習力の育成」に「学習規律と言語能力の育成」の内容を踏まえた取組みを示しています。加えて、「5 支援教育の充実」では、個に応じたきめ細やかな指導について示しています。

基本方針3 心を育てる

「6 人権教育の充実」「7 道徳教育の充実」に教育活動全体を通して、推進する取組みを示しています。加えて、「8 生徒指導・キャリア教育の充実」では、集団や社会の一員として自己表現を図っていく大人へ育つよう促す、キャリア教育の視点を持って生徒指導にあたることを示しています。

基本方針4 学校力を高める

「9 学校経営の改善」では、中学校区教育の視点をもって、学校経営改善の取組みを示すとともに、ICT環境を活用した取組みを示しています。「10 教職員の資質向上・研修の充実」では、学び続ける教職員の育成及び教育公務員として法令遵守について示しています。

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

「11 社会教育の振興」では、市立図書館を核とした、市民の「集い・学び・交流する」社会教育の充実にかかる取組みを示しています。

学校

家庭
地域

連携

認定こども園等

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 1</p>	<p>命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>児童生徒の安全を守る取組みは、何よりも大切であり、充実した教育活動の基盤となるものです。学びの保障とポストコロナを見据えた感染症対策を両立した学校運営が全国的に求められています。また、学校内外における事故や事件から児童生徒を守る体制づくり、災害等に対する備えも必要です。</p> <p>さらに、児童生徒の生活環境の変化に伴う運動の機会と運動時間の減少、食の問題に対する課題解決に向けて、児童生徒の健やかな育ちを守る観点から、家庭・地域や、関係諸機関と連携しながら取り組めます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>1. 健康・体力づくりの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○体力・運動能力の向上及び運動習慣等の改善 ○感染症予防にかかる指導の徹底及び環境整備
<p>2. 安全・安心な環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育・安全指導の充実 ○学校の危機管理体制の充実 ○家庭・地域と連携した登下校等の安全確保 ○食物アレルギー対応の徹底及び食品衛生管理の徹底

重点項目1		担当課
健康・体力づくりの充実		学校教育課
目標1	体力・運動能力の向上及び運動習慣等の改善	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力向上アクションプラン」(※1)に基づいた取組みの実施 ● 調和のとれた生活習慣の確立 ● 外遊びの奨励等の運動機会の設定 ● 部活動指導員(※2)の配置 ● 部活動における適切な練習時間や休養日の設定 		○
評価の根拠		
<p>◇ 体力・運動能力の改善を図るため、令和3年度版「体力向上アクションプラン」を策定するとともに、一人一台端末を活用し、動画教材による指導を行うなど、児童生徒の健康と体力づくりのための取組みを進めるよう指導した。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、コロナ禍によって運動機会が減少したことが大きな要因となり、実技調査の結果は全国同様低下がみられたが、児童生徒質問紙において「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に中学校女子を除いて80%以上の肯定的回答があった。調和のとれた生活習慣の確立に向け、家庭・地域と連携した取組みを実施するよう指導した。</p> <p>◇ コロナ禍においても、外遊びの機会を確保するため、休み時間を分散させて設定するなど、運動機会を確保させる取組みを行うよう指導した。</p> <p>◇ コロナ禍のため、令和2年度は市全体で運動会・体育大会、水泳指導を中止したが、令和3年度については、身体的な距離の確保や事前事後の消毒等の感染症対策を行いながら工夫して実施するなど、可能な限り運動機会の確保に努めることができた。</p> <p>◇ 部活動については、守口市立中学校にかかる部活動の方針(※3)に従い、適切な休養日及び活動時間の設定を行うとともに、活動内容の充実のため、部活動指導員を中学校等全校に配置することで、顧問と指導員の連携により専門的な指導が行われた。また、中学校等2校(八雲中・さつき学園)において、生徒にとって望ましい部活動の在り方について、休日の部活動の段階的な地域移行の実践研究を実施した。生徒に対するアンケート調査では、「休日に地域の指導者のもとで部活動を行うことに満足している」と回答したのが80%以上であった。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質能力の育成」に向け、小学校等段階から、運動の楽しさや喜び、心地よさを味わうための授業改善に加え、けがに繋がりそうな場面に気づいたり、起きやすい「けがの事例」を提示するなど、特に種目に応じた「けがの防止」を取り入れるよう指導するとともに、体力テストの結果等を踏まえた体力向上アクションプランを作成し、各校の課題等と正対した取組みの充実を図り、児童生徒の健康体力づくりのための取組みをより一層進める。 ◆ 自己点検カード等を活用し、児童生徒が調和のとれた生活習慣を工夫改善する取組みを実施する。 ◆ 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立の実現に向け、スポーツ庁が実施する委託事業を継続して実施し、運動部活動の休日の地域移行に向けた取組みを推進する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業におけるICT機器の活用など、「体力向上アクションプラン」に基づいた具体的な取組みが進んでおり、評価できる。 ・ 自己点検カードを児童生徒が持参して、生活習慣を工夫改善できることは、評価に値する。 		

重点項目1		担当課
健康・体力づくりの充実		保健給食課
目標2	感染症予防にかかる指導の徹底及び環境整備	
主な取組み(学校保健安全事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防及び拡大防止に向けた指導の徹底 ● 施設への衛生物品の配布 ● 市立学校の臨時休業にかかる対応方針の作成 		○
評価の根拠		
<p>◇ 感染症の予防及び拡大防止のため、通知文書の発出やポスター掲示を行い、児童生徒への指導を徹底した。また、学校内のみならず各家庭においても予防習慣が定着するよう啓発を行った。</p> <p>◇ 国庫補助金を活用し、消毒液やマスクをはじめとした衛生物品を購入し、全校への定期的な配布を行った。また、非接触型サーモカメラ及び二酸化炭素濃度計(CO2マネージャー)を購入し、全校に1台ずつ配布した。</p> <p>◇ 児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応をまとめた「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」(令和2年7月30日制定)を令和3年9月1日に改訂し、感染拡大防止に努めた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文部科学省や府教育庁が発出する通知文書等を踏まえつつ、本市の実情に即した対応マニュアルや方針を示すことで、感染症の予防及び拡大防止のための取組みを継続する。 ◆ 消毒液(手指用・施設用)は、令和3年度も全校分の必要量を確保できた。令和4年度も購入を継続し、日頃の消毒作業の徹底を図る。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、一定蓄積された経験値に基づき、適切な対応がされている。 ・ 今後も数年にわたり新型コロナウイルス感染症は消滅しないと予想されるので、気を緩めることなく学校における感染症対策を万全にしていきたい。 		

参考となる図表及び注釈

- ※1 【体力向上アクションプラン】:各校でPDCAサイクルに基づく体育活動の活性化を図ることで、児童生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進するため作成した体力づくり推進計画。
- ※2 【部活動指導員】:実技指導や学校外での活動の引率等を行うことを職務とする外部人材。各中学校等に1名ずつ配置。
- ※3 【守口市立中学校にかかると活動の方針】:スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)」、大阪府教育委員会が運動部と文化部を併せた「大阪府部活動の在り方に関する方針(平成31年2月)」を参考に策定した部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みにかかる本市の方針。

重点項目2		担当課
安心・安全な環境づくりの推進		学校教育課 保健給食課
目標1	防災教育・安全指導の充実	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における交通安全教室の実施 ● 各校における学期ごとの避難訓練の実施 ● 災害時や緊急時に備えた体制の確立 		○
評価の根拠		
<p>◇新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等を訪問して歩行訓練や自転車走行の授業を実施することはできなかったが、小・中学校等において、守口警察署員にリモート開催で交通安全及び防犯について講話形式の授業(歩き方・自転車の安全な乗り方)を実施いただき、児童生徒に安全への意識付けを行う機会を設けた。</p> <p>◇学期ごとの一斉避難訓練と地域と連携した避難訓練については、コロナ禍により、クラスごとの実施やプリント等による防災教育の指導に変更し、その内容を学校だより等で発信して地域と共有した。なお、「大阪880万人訓練」に関連して、避難訓練(3校)、放送等による注意喚起(6校)、パンフレット等の配付(6校)、教職員による講話(8校)等の取組みを実施した。</p> <p>◇例年実施している地域及び市危機管理室、消防との合同避難訓練について、令和3年度においては梶中学校区及び金田小学校での実施を予定していたが、コロナ禍により実施を見送った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 守口警察署等関係機関と引き続き連携し、新たに採り入れたリモート開催と、従来の学校での講義及び実技のそれぞれの開催方法について授業形態を模索する。 ◆ 避難訓練の実施については、コロナ禍においてもクラスごとの実施やプリント等による防災教育の指導に変更して実施していく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全・防犯教室のリモート開催等、新たな取組みの工夫が見られた。引き続き、安全に関する経験値を伝える取組みの継続を期待する。 ・ 各校区において交通事故多発地点を特定した上で、児童生徒に注意を呼び掛けることも必要であろう。 		

重点項目2		担当課
安心・安全な環境づくりの推進		教育総務課 学校教育課
目標2	学校の危機管理体制の充実	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校の「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の継続的な検証・改善 ● 各教科等における防災教育の推進 ● 救急救命法の校内実技研修及び発達段階に応じたAEDの指導の実施 ● 学校施設・設備の安全確保 		○
評価の根拠		
<p>◇学校の危機管理体制の充実を推進するため、「災害の種類に関わらず、教員が速やかに対応できるマニュアル」となるよう確認・検証・改善が継続的に行われるよう指導した結果、各校において検証・改善された「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の策定が行われた。</p> <p>◇社会科の授業において市の避難場所や緊急時の対応等が示された「子ども安心・安全マップ」を活用することや、総合的な学習の時間や特別活動の時間において家庭・地域と連携した避難訓練を継続して実施することで、児童生徒の防災意識を高めるよう指導した。</p> <p>◇教職員に対して、消防署と連携した救急救命実技講習会を開催するとともに、教職員の救急インストラクター資格取得状況の把握を行い、各校に資格者が配置できるよう調整しつつ、新規の資格者のための講習や資格保持者が更新をするための再講習の受講を促すことができた。</p> <p>◇学校と連携して、安全確保の観点から定期的な施設点検を行い、危険箇所の早期発見や、遊具の不具合への迅速な対応に努めた。その結果、施設の瑕疵に起因する事故は発生しなかった。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」については、校舎の構造の差異や教職員、児童生徒の入れ替わりが毎年あることから、各校の実態に応じて役割分担等を毎年確認するよう指導を継続する。また、最新の国・府の通知をもとに検証・改善のポイントを示すとともに、家庭・地域と連携した非常時の対応マニュアルとなるよう指導する。 ◆保健体育等の授業において、発達段階に応じたAEDの指導を救急インストラクター資格を有する教職員が中心になって行えるよう、救急インストラクターの資格を取得した教職員を全校に1名以上配置するため、毎年の資格取得に加え、資格更新のための再講習の受講を進める。 ◆体育館の空調設置をはじめとした、危機管理体制を踏まえた施設整備についても検討する必要がある。 ◆引き続き、教職員による施設の日常点検や、法定点検をはじめとする専門業者による施設・設備点検を実施し、施設の瑕疵による事故等が発生しない安全・安心な学校の維持管理を行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校において「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の検証・改善が行われたことは評価できる。今後、体育館の空調設置等の施設整備についても、早期実現を期待する。 ・ 「防災マニュアル」と「危機管理マニュアル」の策定が一定の成果を生んでいることが伺える。 		

重点項目2		担当課
安心・安全な環境づくりの推進		教育総務課 保健給食課
目標3	家庭・地域と連携した登下校等の安全確保	
主な取組み(学校保健安全事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立学校の安全管理体制の確立と児童生徒の安全確保 ● 地域の青色防犯パトロール団体に対する下校時間帯に合わせたパトロールの実施要請 ● 家庭・地域と連携した避難訓練の実施 ● グリーンベルト(※)の設置要請 		○
評価の根拠		
<p>◇警察をはじめとする関係機関と不審者情報等を速やかに共有し、ミマモルメ等のメールツールを活用し、学校から地域・保護者等に迅速に共有化する仕組みができています。</p> <p>◇令和3年6月に千葉県八街市で発生したトラック事故を踏まえて、通学路合同点検(市教委・市道路担当部局・警察による点検)が全国一斉に実施された。本市においても、学校・保護者・地域から危険箇所の情報が寄せられ、喫緊の対応を要する箇所については、啓発看板や路面標示を新たに設置する等の対策に繋がった。</p> <p>◇例年実施している地域と合同の避難訓練については、昨年度同様コロナ禍であることから実施できなかったが、令和4年度に大阪府、市危機管理室及び地域と合同でペット同行避難訓練を実施予定であることから、令和3年度については、大阪府、市危機管理室と合同でさくら小学校における現地確認訓練を実施した。</p> <p>◇グリーンベルトについては、令和4年1月に設置希望調査を行い、市の道路管理所管課へ増加要望を挙げた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路の安全性向上のため、個々の通学路の点検結果を踏まえて検討し、関係機関との連携を深めながら、通学路の更なる安全確保に向けた取組みを継続する。 ◆ 現在、関係諸機関、地域と保護者との連絡網は構築されているものの、発信した情報の到達度を把握する術がない点は課題である。今後、国が提唱する学校と保護者間の連絡のデジタル化に取り組み、緊急時の学校からの情報がより迅速かつ確実に保護者や地域に到達するような体制の構築に努める。 ◆ 非常時には学校施設が避難所にもなることから、引き続き市危機管理室や地域をはじめとする関係諸機関と連携を密にし、万が一に備えた避難訓練の合同実施を定期的に行う必要がある。 ◆ グリーンベルトについて、平成30年度から令和3年度にかけて計5回の希望調査を実施し、要件を満たす箇所の施工に概ね繋げ終えたため、本調査を一旦終了し、例年実施している「防犯声かけパトロール」の際には、要望を伺う機会を別途設ける。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全に関して発信した情報が、必要なところに届いているかという問題意識は重要である。今後、連絡手段のデジタル化などの体制の構築に期待する。 ● 通学路の安全については、高槻市で地震の犠牲になった小学生の事例を踏まえながら、ブロック塀の撤去に留まることなく、継続的に点検が実施されており、一定の成果をあげつつある。 		

重点項目2		担当課
安心・安全な環境づくりの推進		保健給食課
目標4	食物アレルギー対応の徹底及び食品衛生管理の徹底	
主な取組み(学校保健安全事業、学校給食事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員に対する食物アレルギー疾患対応研修の実施 ● 食品衛生管理の徹底 		○
評価の根拠		
<p>◇「食物アレルギー疾患対応研修会」を2回実施(①令和3年12月:対面式 ②令和4年3月:対面式及びリモート開催のハイブリッド方式)したことで、教職員の理解を深めることができた。</p> <p>◇食中毒の発生を防止するため、委託業者に対して「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業を徹底するよう指示し、食中毒の発生を0件に抑えた。</p> <p>◇給食への異物混入が判明した際には、物資搬入業者や調理業者に直ちに、原因調査及び改善策の提出を指導していたが、令和3年度は異物混入事案が22件(令和2年度は18件(ただし、臨時休業で給食休止期間があったため、参考値))となり、そのうち、危険とされる異物混入は5件であった。コロナ禍で給食を実施するにあたって、令和2年度に引き続き、次のことを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配膳の過程を簡略化し、係る人数や時間を減らすための配慮をした献立とし、パンの子放送、主食・大おかず・おかず以外に配膳を要するものや、パンに挟むもの、素手で触って食べるものの提供は控えた。 ② 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底した。 ③ 中学校では、ランチルームのテーブルに仕切り板を設置した。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 食物アレルギー専門医による研修会に関して、緊急時の対応に備えるため、研修の機会の確保に努めるが、感染症流行状況を踏まえながら、対面式・リモート開催の両者を適宜採り入れる。 ◆ 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業を徹底するよう、継続して委託業者に指導する。 ◆ 異物混入の防止について、物資搬入業者が原因と考えられるものについては、再発防止を強く指導する。また、混入原因と今後の対策について、文書による報告を徹底し、調理が原因と考えられるものについては、調理工程における作業確認の徹底と調理器具等の取扱いを指導し、調理上での混入が判明した場合には、文書による原因報告を指導する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー疾患対応の研修について、感染状況を踏まえながら適切に実施するなどの努力が評価できる。一方、異物混入事案0件に向けて、関係業者に対して一層の指導を願う。 ・ 給食への異物混入事案については、再発防止を徹底していただきたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標2.「学校の危機管理体制の充実」

救急インストラクター受講予定校

	学校名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1	第一中		○	○	○	○	○	○
	守口小				○	○		
	八雲東小			○	○	○	○	○
2	さつき学園		○	○	○	○	○	○
	八雲中			○	○	○	○	○
	八雲小	○	○	○	○	○	●	
	下島小						●	●
3	庭窪中	○	○	○	○	○	○	○
	庭窪小		○	○	○	○	○	○
	金田小				○	○	○	
	佐太小						●	●
4	梶中				○	○	○	○
	梶小	○	○	○	○	○	○	●
	藤田小			○	○	○	○	○
5	大久保中		○			○	○	
	よつば小				○	○	○	●
	錦中					○	○	○
	錦小			○	○			
6	樟風中	○	○	○	○		●	●
	さくら小			○				
	寺方南小					○	○	○
	配置校数	4	8	12	15	16	14	10

●は受講予定だった学校(コロナ禍のため、講習は中止)

目標3.「家庭・地域と連携した登下校の安全確保」

青色防犯パトロールカー



青色防犯パトロールカーが常駐している学校もあります。パトロールの前後で学校と情報共有がスムーズにできます。【写真は寺方南校区】

ペット同行避難訓練の現地訓練の様子



令和4年度の訓練実施に向けて大阪府・守口市・学校職員が現地で訓練内容を確認しました。実際に職員のペットも参加しています。

小学校区別グリーンベルト施工状況

校区	設置距離(m)		学校別 計
	令和2年度	令和3年度	
守口	566.7	0.0	566.7
庭窪	34.7	0.0	34.7
八雲	0.0	233.0	233.0
錦	0.0	0.0	0.0
金田	0.0	0.0	0.0
梶	0.0	232.0	232.0
藤田	0.0	0.0	0.0
八雲東	0.0	0.0	0.0
佐太	0.0	0.0	0.0
下島	0.0	0.0	0.0
よつば	0.0	0.0	0.0
さつき	0.0	266.0	266.0
さくら	3113.6	1466.0	4579.6
寺方南	0.0	0.0	0.0
年度別 計	3715.0	2197.0	5912.0

グリーンベルト調査数

調査通算回数	時期(調査締切日)	要望のあった校区数・箇所数
④	令和2年9月30日	6校区から22箇所の要望あり
⑤	令和4年1月31日	3校区から15箇所の要望あり

※ 【グリーンベルト】:歩道がない路側帯だけの道路に設置することで車道と歩行空間を明確にするもので、自動車等の通行車両への注意喚起に有効とされている。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 2</p>	<p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>すべての児童生徒が、社会の一員として必要とされる資質・能力を養うため「確かな学力」の定着を目指して、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に取り組みます。</p> <p>また、誰一人取り残さず、すべての児童生徒が学習習慣を身につけ学力を伸ばしていけるよう、各校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組みを組織的な研究体制のもと進めます。その際、全国学力・学習状況調査等の結果から児童生徒個別の状況把握・分析を行い取組みの改善に繋げ、目標達成に向けてR-PCDAサイクルを回しながら改善を行います。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>3. 授業改善の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学力向上にかかる組織的な取組みの推進 ○ICT機器を効果的に活用したすべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりの推進
<p>4. 自学自習力の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○授業との連続性を意識した家庭学習の設定 ○児童生徒の家庭での学習習慣及び読書習慣の確立 ○学習機会の確保
<p>5. 支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた支援の充実 ○支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上

重点項目3		担当課
授業改善の推進		学校教育課
目標1	学力向上にかかる組織的な取組みの推進	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校における「学力向上推進プラン」の作成及びR-PDCAサイクルによる検証・改善 ● 全校教員が参加する研究指定校の公開授業研究会の開催 ● 学力向上推進教員会議の開催 ● 各校の効果的な取組みの情報発信 ● 定期的な児童生徒の学習状況の把握・分析 		○
評価の根拠		
<p>◇年度当初と年度末の校長ヒアリング及び後期計画の提出時に、各校の「学力向上推進プラン」の改善及び学力向上にかかる目標値の設定について指導・助言を行いつつ、R-PDCAサイクルを活用した組織的な授業改善に向けた取組みを進めた。</p> <p>◇研究指定校(寺方南小学校・八雲中学校)の研究授業体制等の取組みをまとめた動画を作成・配信するとともに、公開授業研究会においては、八雲中学校が、全教科においてゲームの要素を取り入れ、生徒の学習意欲が継続し、記憶に残り学びが定着するよう工夫した授業を、寺方南小学校が、国語を研究教科として、系統的な指導方法による授業を提案した。</p> <p>◇定期的な学習状況アンケートを行い、児童生徒の学習状況を把握しつつ、成果や課題を踏まえた組織的な授業改善の取組みを行った。その結果、コロナ禍で制限が多い中ではあったが、授業改善にかかる児童生徒アンケート結果において、特に小学校等では「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」の肯定的回答の割合が2.9ポイント向上し、中学校等では「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の肯定的回答の割合が4.3ポイント向上するなど、小・中ともに向上し、目標値を上回った。</p> <p>◇市学力向上プランに基づいた9年間を見通した取組みを推進してきたことにより、令和3年度全国・学力学習状況調査結果では、全国平均を1としたときの守口市の平均正答率の割合が、国語が0.918から0.940に、算数・数学が0.940から0.946と、当時の小学校6年生の結果が、中学校3年生時において着実に向上した。なお、その中でも記述式問題においては、更に大きく向上している。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も、引き続き現行の目標値を設定しつつ、各学校に学力向上の取組みをコーディネートする学力向上推進教員1名を配置し、市学力向上プランに基づいた「授業改善の推進」と「自学自習力の育成」の取組みを組織的な研究体制で進めていく。 ◆「学習につまずきのある子ども」、「非認知能力(※1)が低い子ども」等の把握・分析を基に、各学校が設定した目標値を達成するため、引き続き校長ヒアリング等を通じた「学力向上推進プラン」への指導・助言を行い、各校の課題解決に向けた取組みが効果的に進められるよう支援する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの意識調査から、大きく授業改善が進んでいることが伺える。今後、課題のある子どもの把握・分析結果を踏まえた効果的な取組みを期待する。 ・ 「非認知能力が低い子ども」等の把握をより徹底していただきたい。 		

重点項目3		担当課
授業改善の推進		教育センター
目標2	ICT機器(※2)を効果的に活用したすべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりの推進	
主な取組み(教育研究・研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の学習用タブレット端末を活用した実践事例などの情報発信 ● 集約型サーバを利用した教材や研修動画等の共有化 ● 学習者用デジタル教科書の導入と効果的な活用 ● 学習用タブレット端末の活用やオンライン会議ツールの利用についての研修 		◎
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 全国学力・学習状況調査の質問紙「授業の内容はよく分かりますか」の項目において、当てはまる、どちらかといえばあてはまると回答した割合が小学校国語81.2%、小学校算数83.5%中学校国語78.3%中学校数学70.9%であり、概ね肯定的な回答を得ることができている。 ◇ 7月及び8月にオンライン会議ツールを利用して情報教育担当者会を開催し、授業支援ツールの活用について研修を行い、ICT機器を活用した授業改善の視点を教職員と共有できた。 ◇ 各学校代表の教職員で構成されるワーキンググループを立ち上げ、「オンラインによる子どもの支援」実施モデルを作成し、すべての児童生徒へオンライン授業等を実施できるよう支援を行った。 ◇ センターサーバを授業実践事例や教材の保存場所として積極的に活用し、市内全体で好事例を共有した。 ◇ 校長会や教頭会の機会を利用し、優れた授業実践を紹介した。加えて、クラウド使用によりすべての教職員がアクセスできる情報共有ページ「守口市カレッジBox」を開設することで、授業で活用できる情報などを定期的に発信することができた。 ◇ 一部市費で補いながら、国事業に参加することで、すべての学校に学習者用デジタル教科書を導入し、実証事業を行った。指定校であるさつき学園、八雲小学校で公開授業を実施、全校から130以上の実践事例を収集、また活用状況の分析と校内での取組みの提案等を定期的に発信するなど、デジタル教科書を用いた授業実践を全教職員で共有し、活用の推進を行った。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習用タブレット端末と電子黒板を併用した授業展開が基本であるとの認識が一定定着したことから、今後も更なる活用を進める。また、協働学習の推進においては、中学校に新たに整備したコンピュータを活用し、発達段階に合わせてより高度な学習へと発展させるための研究を進める。 ◆ アプリケーションの利用等をより効率的かつ効果的に行えるよう、授業を行うすべての教員に、学習用と同じ種類の指導者用タブレット端末を整備する。 ◆ 大阪府のGIGAスクール運営支援センターに参画し、学校教育情報化コーディネータ(ICT支援員)(※3)への日常的な機器の操作等への問い合わせを削減する。さらに、ICT支援員を3名から5名に2名増員することで、ICT機器を活用した授業改善に関わる授業支援へ傾注できるように仕組みを整える。 ◆ 引き続き、「オンラインによる子どもの支援」実施モデルに沿って、すべての学校が日常的に効果的なオンライン授業を進めることができるように、情報提供や環境整備などを行う。 ◆ 定期的な情報教育担当者会を開催し、ICT機器の活用や効果的なオンライン授業についての実践事例の収集や情報共有を行い、授業改善を推進する。 ◆ 大阪府のスマートスクール実現モデル校である八雲中学校、錦小学校、また、学習者用デジタル教科書実証事業の重点校である守口小学校を旗艦校として、全校でICT機器を活用した授業改善を進める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 着実に取組みが進められていることに加え、子どもの意識調査からもその効果が伺え、大いに評価できる。 ・ ICT機器を活用した授業づくりに意欲的に取り組んでいる様子は十分に評価できる。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「学力向上にかかる組織的な取組みの推進」

学力向上にかかる目標値の達成状況(授業改善にかかる項目)

【小学校等】

項目	初期現状値 (令和3年2月結果)	最終結果 (令和4年2月結果)	増減	市目標値	学校目標値 達成校数
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	83.3	83.4	0.1	83.3	3/14
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	69.2	72.1	2.9	69.2	7/14
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	73.6	76.2	2.6	73.6	5/14

【中学校等】

項目	初期現状値 (令和3年2月結果)	最終結果 (令和4年2月結果)	増減	市目標値	学校目標値 達成校数
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	84.1	86.8	2.7	84.1	4/8
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	74.1	77.5	3.4	74.1	3/8
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	79.8	84.1	4.3	79.8	3/8

全国学力・学習状況調査質問紙

項目	小学校及び 義務教育学校前期課程	中学校及び 義務教育学校後期課程
国語の授業の内容はよく分かりますか。	81.2%(全国84.2%)	78.3%(全国80.1%)
算数・数学の授業の内容はよく分かりますか。	83.5%(全国84.6%)	70.9%(全国74.6%)
算数の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか。	69.5%(全国72.9%)	47.3%(全国50.6%)

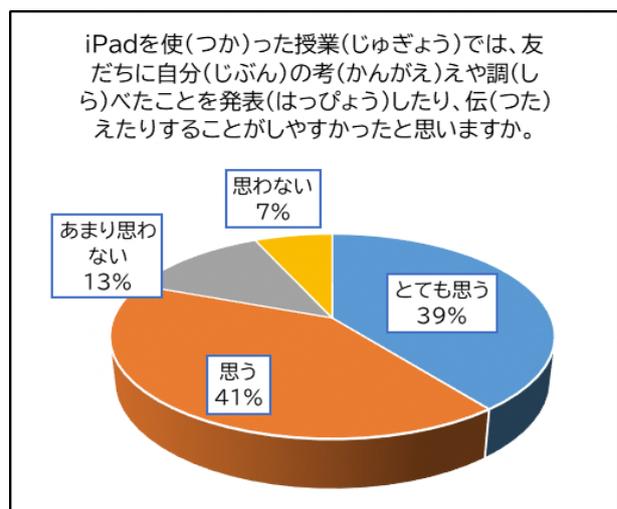
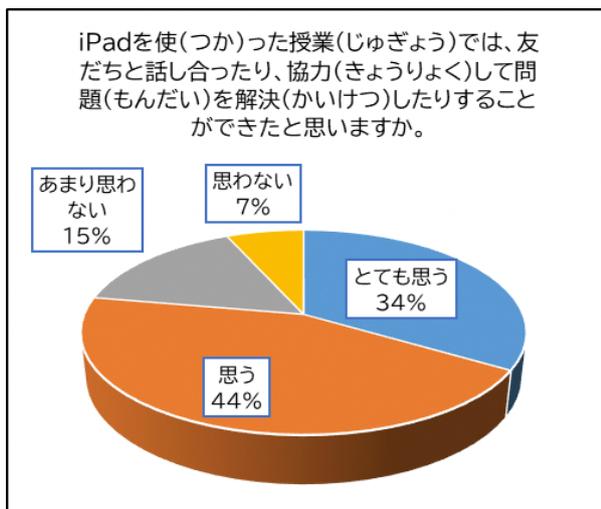
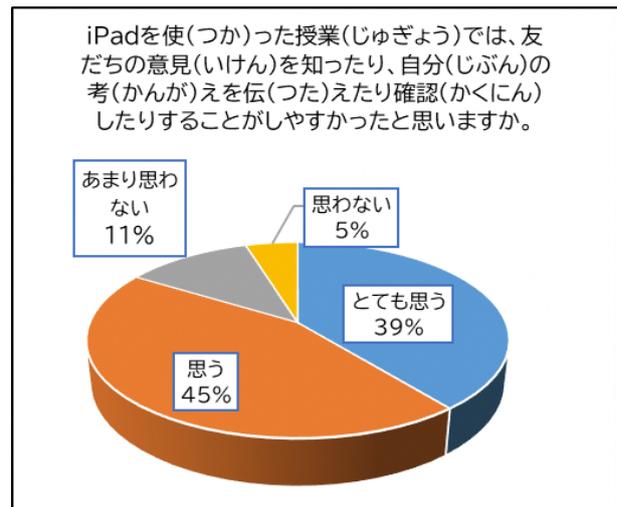
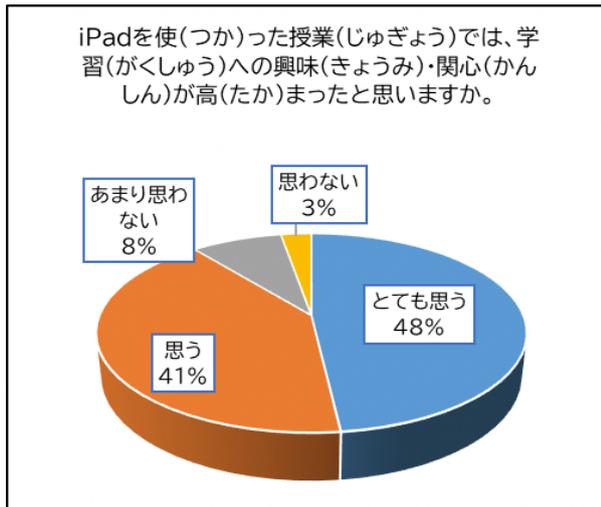
令和3年度 学力向上推進教員会議

回	日時	内容
1	5月13日～6月4日	□取組み内容の配信 「研修開きについて」
2	10月5日～10月21日	□取組み内容の配信 「自学自習力の育成の取組みについて～授業との連続性を意識した家庭学習課題～」
3	10月25日	□情報提供 「R-PDCAサイクルによる組織的な取組み推進を」 「授業のUDについて」 □学校公開 「全学級の授業公開」 「八雲中学校の取組みについて」 「研究協議:「遊び」を取り入れた授業提案」
4	1月26日	□情報提供 「組織的な学力向上への取組みを～自校のこだわりは全教職員で～」 「授業との連続性を意識した系統的な家庭学習課題」 □学校公開 「全学級の授業公開」 5時間目:1～3年生 6時間目:4～6年生 「寺方南小学校の取組みについて」 「各学年の取組みについて」 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、Zoomでのリアルタイム配信で実施
5	2月21日	□今年度の総括・次年度に向けて ※教育センターと共催

目標2.「ICT機器を効果的に活用したすべての児童生徒が『わかる・できる』授業づくりの推進」

iPad活用についてのアンケート

令和4年2月 対象:小学1年生～中学3年生(後期課程9年生)



※1 【非認知能力】:テスト等の数値だけで測ることができない力のこと。粘り強く課題に挑戦する力、気持ちをコントロールする力、人と協調して取り組む力などがある。

※2 【ICT機器】:電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと(ICTはInfomation and Communication Technologyの略)。

※3 【学校教育情報化コーディネータ(ICT支援員)】:ICT機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って、教員のICT機器活用を支援する人材。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、ホームページの作成・更新等を行う。

重点項目4		担当課
自学自習力の育成		教育センター
目標1	授業との連続性を意識した家庭学習の設定	
主な取組み(教育研究・研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職及び校内研究担当者を対象とした、校内研究主題・研究体制・年間の研修計画等についてのヒアリングの実施 ● 授業改善のための校内体制確立・各校の取組みの市内共有・担当者の資質能力の向上を目的とした校内研究推進研修の実施 ● 学習用タブレット端末を活用した家庭学習にかかる事例の市内共有 		○
評価の根拠		
<p>◇管理職及び校内研究担当者へ学力向上プランに基づいたヒアリングを年2回行った。ヒアリングでは、授業と家庭学習が連続したものととの捉えを促し、授業改善の推進と自学自習力の育成が一体となった取組みとなるよう指導することで、学力向上に関わる数値目標の向上へと繋げた。</p> <p>◇校内研究推進研修を年3回実施し、学習用タブレット端末を活用した授業と連続性のある家庭学習の事例を発信することで、授業改善同様、自学自習力の育成についても組織的な取組みが重要であることを共有した。具体的には、授業で行う発表資料の作成、また、音読やリコーダー練習、柔軟体操などの動画を活用した実技練習について、端末を効果的に活用した家庭学習として紹介し、実践が広がった。</p> <p>◇担当者への研修会だけでなく、校長会や教頭会においても学習用タブレット端末を効果的に活用した授業の実践事例や、授業と家庭学習の連続性を意識した事例等の情報提供を行ったり、新たな取組みを提案したりするなど、管理職の意識改革に向け取り組んだ。さらに、各校の実態に即した助言を行うことにより、校内の優れた実践の共有促進や半期ごとなどの短いサイクルでの取組み改善に繋げることができた。</p> <p>◇全国学力・学習状況調査質問紙における日常生活への活用の意識については、一定の肯定的な意識は認められるが、今後も引き続き授業と日常生活との連続性を意識した改善が必要である。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭学習により得られた知識・技能を授業で活用する、また、授業で学んだことを家庭学習により深めるなど、授業と家庭学習との連続性を意識した学習設定を行い、自学自習力の育成に向けた取組みを推進させる。 ◆ AIドリルの活用率を高めるとともに、その学習履歴から児童生徒の実態を正確に把握し、授業立案に生かす。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「授業との連続性を意識した家庭学習」という視点での取組みは重要であり、効果的な実践が生まれている。今後の広がり期待する。 ・ 学習用タブレット端末の利用がよくできている。授業と家庭学習の連続性をより意識した活用を期待したい。 		

重点項目4		担当課
自学自習力の育成		学校教育課
目標2	児童生徒の家庭での学習習慣及び読書習慣の確立	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な児童生徒の家庭学習状況の把握・分析 ● 中学校区等での系統性を意識した家庭学習の設定 ● 読書カードや読書通帳(※1)等を活用した読書の推奨 ● 学校司書(※2)の配置 ● 各教科等における学校図書館の計画的な利活用の推進 		△
評価の根拠		
<p>◇「家庭学習週間」など中学校区での取組みが広がってきており、児童生徒対象のアンケートにおいても、小学校等では3項目のうち2項目(予習・復習、読書時間)、中学校等では3項目のうち1項目(勉強時間)で改善が見られた。一方、小学校等の勉強時間(30分以上)の割合が78.0%、中学校等の読書時間(10分以上)の割合が37.2%と昨年度から低下した。</p> <p>◇自学自習力の育成にかかる目標値を設定し、児童生徒の家庭学習及び読書の取組み状況を把握し、成果・課題を分析しながら、学習計画カードを活用するなどの自学自習力の育成に向けた取組みを進めるよう指導するとともに、家族で読書に親しむ「家読」や自主的に家庭学習に取り組む「プリントバイキング」等の好事例を校長会等で情報提供した。</p> <p>◇中学校区等で連携し、家庭学習の手引きの作成及び活用、中学校等のテスト期間中を家庭学習週間に設定するなど、児童生徒の家庭学習に対する意識を高める取組みを進めた。</p> <p>◇中学校区に学校司書を配置し、年3回の司書交流会、うち1回の学校図書館担当者との連絡協議会で教員と学校司書の連携による各教科等での学校図書館の利活用の取組みを情報共有した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆各校の学力向上担当教員のコーディネートにより、児童生徒アンケートなどの調査結果を踏まえ、全教職員で自校における自学自習力の育成に向けた取組みを推進していく。そのため、児童生徒アンケートと同様の授業改善や自学自習に関する教員アンケートを実施することで、教員自身がより一層課題として捉え、校内全体で取り組む必要がある。 ◆引き続き、市全体の目標値を設定しつつ、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルによる「学力向上推進プラン」に基づく取組みを進めるよう指導する。 ◆定期的な学力向上推進教員担当者会議を開催し、家庭での学習習慣・読書習慣の確立に向けた各学校の取組みの情報共有を行う。 ◆学習用タブレット端末を活用し、授業で行う発表資料の作成や音読、リコーダー練習、柔軟体操などの動画を活用した実技練習について、効果的に活用した家庭学習として紹介するなど、家庭でのオンライン学習を進める。 ◆家庭学習の目的や在り方を校長会や学力向上推進教員担当者会で議論していく。 ◆家族で読書に親しむ取組み(「家読」)や読書カードや読書通帳等の活用、朝の読書活動、ブックトーク等の充実、中学生に多く読まれている本を含め多様なジャンルの本の紹介などの取組みを学力向上推進教員担当者会議等で共有し、読書活動を推進する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの家庭での学習や読書の状況把握について、時間に加え学びの質という観点での分析の工夫も必要と考える。 ・家族で読書に親しむ「家読」ができる家庭とできない家庭があることについて、配慮が必要であると思われる。 		

重点項目4		担当課
自学自習力の育成		学校教育課
目標3	学習機会の確保	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な放課後学習会の開催 ● 土曜日学習会(※3)の実施 ● 長期休業日用の学習冊子の活用 		◎
評価の根拠		
<p>◇市費教員を活用した放課後学習会は、新型コロナウイルス感染症拡大による一定の制限があったことで、参加人数は昨年度より減少したものの、原則毎日開催したことから、実施回数は市全体で昨年度1月末時点の比較で150回以上多く、生徒への補充学習が適切に行われていたと考えられる。また、アンケート結果においても、中学校等では、「家庭での勉強時間が1時間以上」の割合が昨年度末と比較して向上しており、目標値を達成した。</p> <p>◇令和元年度から小学校等全校で民間事業者に委託し実施してきた土曜日学習会を引き続き開催し、286名の児童が参加した。また、令和3年度からは、小学校等での成果を踏まえ、中学校等でも土曜日学習会を実施し、152名の生徒が参加した。開始時刻については、中学生が部活動をしながら学習会にも参加できるよう土曜日の夕刻からとした。参加児童生徒に対し、定期的なテストやアンケート結果の分析を踏まえた個別指導型の学習を行うことで、参加児童生徒の開始当初と終了時のテストの比較において、中学3年生の数学以外で偏差値の向上が見られた。また、その結果や学習状況等の情報を各校と共有することにより、学習習慣の確立に向けた取組みの充実を図ることができた。</p> <p>◇夏と春の長期休業日用として、小学校等4年生以上に学習冊子の問題データを提供し、学習用タブレットでの活用や冊子として自学自習用の課題とすることで、進級進学時期においても継続的に家庭学習に取り組む機会を設定することができた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間事業者に委託し、土曜日学習会を引き続き開催するとともに、参加している児童生徒の学習状況等の情報共有により、自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図る。 ◆ 放課後学習会において、きめ細やかな学習支援を継続していくため、学校運営協議会を通じて保護者や地域の方々の協力を得られるよう働きかけを行う。 ◆ 児童生徒一人ひとりのきめ細やかな状況把握を行った上で、放課後学習会等の学習機会を設定する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の状況に応じた支援がなされており、子どもの姿にその成果が表れている。 ・ 土曜日学習会や放課後学習会の充実を期待したい。 		

参考となる図表及び注釈

目標2.「児童生徒の家庭での学習習慣及び読書習慣の確立」

学力向上にかかる目標値の達成状況(自学自習力の育成にかかる項目)

【小学校等】

項目	初期現状値 (令和3年2月結果)	最終結果 (令和4年2月結果)	増減	市目標値
家で、授業の予習・復習をしている	66.1	69.6	3.5	66.1
学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間(30分以上)	80.6	78.0	▲ 2.6	83.6
学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間(10分以上)	59.0	62.4	3.4	61.0

R2未達成項目

【中学校等】

項目	初期現状値 (令和3年2月結果)	最終結果 (令和4年2月結果)	増減	市目標値
家で、授業の予習・復習をしている	56.5	54.8	▲ 1.7	56.5
学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間(1時間以上)	59.0	63.6	4.6	62.7
学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間(10分以上)	47.6	37.2	▲ 10.4	49.0

R2未達成項目

読書感想文コンクール応募数 ()内は児童生徒数に対する割合

	令和2年度	令和3年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	386通(6.6%)	1,352通(23.4%)
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	1,649通(57.4%)	1,700通(59.6%)
合計	2,035通(23.3%)	3,052通(35.4%)

読書感想画コンクール応募数 ()内は児童生徒数に対する割合

	令和2年度	令和3年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	366枚(6.2%)	279枚(4.8%)
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	52枚(1.8%)	32枚(1.1%)
合計	418枚(4.7%)	311枚(3.6%)

目標3.「学習機会の確保」

令和3年度 土曜日学習会(参加児童生徒のテスト結果)

【小学校等】

教科		国語				算数			
実施時期		6月(初回)	10月(中間)	2月(最終)	増減 (初回と最終の比較)	6月(初回)	10月(中間)	2月(最終)	増減 (初回と最終の比較)
5年生	平均点	53.4	59.4	59.4	6.0	52.8	67.1	52.2	△ 0.6
	偏差値	49.5	49.4	51.3	1.8	52.0	49.8	52.2	0.2
6年生	平均点	57.3	63.2	68.1	10.8	42.1	61.7	74.2	32.1
	偏差値	49.2	49.9	53.7	4.5	45.4	51.3	54.5	9.1

【中学校等】

教科		国語				数学			
実施時期		6月(初回)	10月(中間)	2月(最終)	増減 (初回と最終の比較)	6月(初回)	10月(中間)	2月(最終)	増減 (初回と最終の比較)
1年生	平均点	45.4	49.9	53.1	7.7	58.1	57.6	56.9	△ 1.2
	偏差値	47.0	49.7	52.8	5.8	48.7	48.5	51.9	3.2
2年生	平均点	47.1	44.8	56.9	9.8	54.3	33.3	47.2	△ 7.1
	偏差値	46.7	47.6	52.4	5.7	50.2	43.9	51.0	0.8
3年生	平均点	50.7	46.8	55.4	4.7	48.1	54.0	37.6	△ 10.5
	偏差値	48.1	48.0	49.4	1.3	48.6	48.2	46.0	△ 2.6

※1 【読書通帳】:市内の図書施設における読書記録をつけることができる通帳。図書館内に設置されている読書通帳機を通すことにより、借りた本のタイトルや著者名、貸出日が印字される。通常一冊あたり300円の費用がかかるが、市内在住・在学の中学生以下は無料。小学校入学時には学校で配布を行っている。



※2 【学校司書】:平成25年度から市費により各中学校区に原則1名配置。教職員と連携し、学校図書館の図書の管理や環境整備など、魅力的な学校図書館づくりをめざしている。

※3 【土曜日学習会】:児童生徒の学習習慣の定着と学力向上を図るため、市立小中学校等の塾等に通っていない児童生徒を対象とし、土曜日に実施する民間活力を活用した学習会(小学校等は令和元年度、中学校等は令和3年度から全校で実施)。

重点項目5		担当課
支援教育の充実		教育総務課 学校教育課
目標1	個に応じた支援の充実	
主な取組み(支援教育推進事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の教育支援計画(※1)及び個別の指導計画(※2)の作成と活用 ● 個に応じた自立活動の実施 ● デジタル教材等を活用した授業におけるきめ細かな配慮の実施 ● 文部科学省著作教科書(知的障害特別支援学校用教科書)等の採択 ● 守口小学校の廊下や階段への点字ブロックの設置 		○
評価の根拠		
<p>◇ 支援学級に在籍する児童生徒に対して個に応じた「自立活動」(※3)が実施できるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、教職員間での引継ぎの徹底を図るよう指導した。また、指導主事による学校訪問の際に、個々の児童生徒に対する自立活動の内容について、ヒアリングを行い、指導と助言を行った。</p> <p>◇ 個別の教育支援計画及び指導計画に基づき、個に応じた支援の充実に繋がるよう、文部科学省著作教科書等の採択や学校看護師の配置、特別支援教育支援員(※4)、スクールヘルパー(※5)を派遣するとともに、デジタル教材の文章を読み上げる機能や文字のルビ表示、拡大機能などを活用するよう指導した。</p> <p>◇ 視覚に障がいのある児童の入学に向け、学校と調整しながら、守口小学校の廊下や階段へ点字ブロックを設置するとともに、学校敷地内の通路の段差解消を行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各校における個に応じた自立活動の内容について、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に定めていくよう、今後も指導主事による学校訪問を行い、指導助言する。 ◆ 昨今、支援学級在籍児童生徒数の増加や、日常的に介助を必要とする児童生徒が地域の学校へ就学するケースが増加していることなどから、個に応じた支援の充実のため、発達障がいのある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対しても、特別支援教育支援員を各校の実情に応じて派遣できるようにする。 ◆ 個に応じたきめ細かな配慮ができるよう、文部科学省著作教科書等の採択を行うとともに、デジタル教材を有効活用した支援の在り方についての研修を実施する。 ◆ 守口小学校について、障がいのある児童が過ごしやすい環境となるよう、引き続き学校と調整しながら施設の維持管理に努める。他の学校についても、文部科学省の「小学校施設整備指針」や「障害のある子供の教育支援の手引き」を踏まえ、バリアフリーの観点から環境整備を進める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の特性に応じた支援が講じられている。ICT機器の活用等の好事例について、一層広めていただきたい。 ・ 引き続き、児童生徒の障がいの種類と程度に応じた「合理的配慮」の観点からの支援教育に期待をしたい。 		

重点項目5		担当課
支援教育の充実		学校教育課
目標2	支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上	
主な取組み(支援教育推進事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ●リーディングスタッフ(※6)による訪問相談の実施 ●支援教育啓発冊子の配布・活用 ●支援教育コーディネーター(※7)や支援学級担任等を対象とした研修の開催 ●「接続期カリキュラム(※8)」等を踏まえた学校と認定こども園等との連携の推進 ●市立学校及び就学前施設の教職員や保護者等を対象とした支援教育夜間懇談会の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇本市リーディングスタッフによる市内訪問相談を年間40回実施し、各校からの依頼内容である子どもへのアセスメントや教職員の関わり方、指導内容について具体的なアドバイスを行った。</p> <p>◇支援教育コーディネーター研修会及び支援学級担任者研修会において、教職員のニーズをもとに、守口支援学校リーディングスタッフを招へいし、子どもの見方や自立活動、合理的配慮の内容等をテーマとした研修会をオンラインや動画配信等も活用して開催した。</p> <p>◇教職員の資質向上と、支援学級在籍児童生徒及び配慮を必要とする児童生徒の保護者や就学前施設の教職員との交流を図るため、支援教育夜間懇談会を2回開催した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆本市リーディングスタッフによる訪問相談については、児童生徒へのきめ細やかな支援に加えて、教職員の児童生徒との関わり方も含めて指導助言できるよう継続的に実施する。 ◆支援教育コーディネーターや支援学級担任は経験や年齢、各校における実情も異なることから、できる限り現場のニーズに沿った形で研修を計画する。また、支援学級担任者研修等を通して、障がい種別に応じた「自立活動」や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及びその活用をテーマとした研修を計画する。 ◆支援学校と連携し、聴覚、視覚等の障がいの種別に応じた指導方法や教材作成の工夫及び環境面の整備について助言をいただき、教職員の指導力向上に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・支援教育に関する教職員の専門性向上に向けた取組みについて、工夫されている。今後とも、当事者の思いを踏まえた教育実践に期待する。 ・引き続き、障がい種別に応じた支援教育の充実に期待をしたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「個に応じた支援の充実」

支援学級について

年度	小学校及び義務教育学校(前期)			中学校及び義務教育学校(後期)		
	支援学級数	在籍数	割合	支援学級数	在籍数	割合
令和3年度	78	448	7.76%	31	176	6.17%
令和2年度	75	419	7.14%	30	153	5.33%
令和元年度	71	390	6.56%	29	140	4.78%

※割合は、支援学級在籍児童生徒数を分子、全児童生徒数を分母として算出

支援教育にかかる支援員等

名称	対象	人数
特別支援教育支援員	全校	40名
スクールヘルパー	必要とする児童生徒が 在籍する学校	18名

市リーディングスタッフ訪問相談回数

校種	回数
小学校等	32
中学校等	8

目標2.「支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上」

令和3年度 支援教育研修等

(1)支援教育講演会

【対象:市立学校及び就学前施設の教職員、特別支援教育支援員】

回	日時	場所	内容	講師
1	5月6日	市内各学校 (ZOOM配信)	「今」から始める自立活動 ～学びを支える体づくり～	関西国際大学 教授 中尾 繁樹
2	11月9日	市役所1階 103-105	自立活動とかしこい体づくり	
3	12月7日	さくら小学校 メディアホール		

(2)支援教育コーディネーター研修会(※2月21日は、支援学級担当者研修会も兼ねる)

【対象:支援教育コーディネーター、支援学級担任】

回	日時	場所	内容	講師
1	6月18日	市内各学校 (ZOOM配信)	支援教育コーディネーターの1年間 ～校内での役割と連携～	大阪府立守口支援学校 教諭 竹尾 聡
2	2月21日		次年度への引継ぎ ～通常学級担任と支援学級担任との連携～	

(3)支援教育夜間懇談会

【対象:市立学校・園所の教職員、支援学級在籍児童生徒及び特別な配慮を要する幼児の保護者】

回	日時	場所	内容	講師
1	6月30日	市役所1階 103-106	特性のある子の思春期支援	梅花女子大学 教授 伊丹 昌一
2	12月9日	市役所1階 103-105	ペアレントトレーニングって何だろう	兵庫県立大学看護学部 教授 古川 恵美

※1 【個別の教育支援計画】:長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。

※2 【個別の指導計画】:各教科や自立活動の指導において、一人ひとりの児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。

※3 【自立活動】:障がいのある児童生徒が自立を目指し、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。児童生徒一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じて、具体的な指導内容等を決定する。

※4 【特別支援教育支援員】:平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童生徒を対象とし、学校生活上の介助や学習支援を行う。

※5 【スクールヘルパー】:平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童生徒を対象として、学校行事等において付添いを行う。

※6 【リーディングスタッフ】:研修会の講師を務めるなど、市の中核となって指導的な役割を果たす教員。

※7 【支援教育コーディネーター】:校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

※8 【接続期カリキュラム】:本市の幼児教育、また小学校教育の現状と課題を踏まえ、認定こども園等と小学校において、それぞれが児童生徒の健やかな成長を保障する上で大切にするべき視点や内容、取組みについて示したもの。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 3</p>	<p>心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>自他の生命と人権を尊重し、思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性をもって、社会に貢献しようとする精神と態度をもつ人の育成を目指して、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を充実させます。</p> <p>また、自己肯定感や自己抑制力など子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みを進めます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>6. 人権教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の教育の推進 ○在日外国人児童生徒等への支援
<p>7. 道徳教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善及び家庭・地域との連携
<p>8. 生徒指導、キャリア教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校をはじめとする様々な課題解決に向けた生徒指導体制の充実 ○中学校区等における発達段階に応じたキャリア教育の推進

重点項目6		担当課
人権教育の充実		学校教育課
目標1	人権尊重の教育の推進	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ●「仲間づくり」や「学級集団づくり」にかかる取組みの推進 ●人権教育の系統的な指導計画に基づいた指導 ●今日的な人権課題をはじめとした人権教育にかかる校内外における研修の実施 ●人権侵害事象への学校・教育委員会が連携した対応 		○
評価の根拠		
<p>◇定期的な意識調査を行い、児童生徒の状況を把握しつつ、成果や課題を踏まえ教育活動全体を通じて仲間づくりや学級集団づくりの取組みを行った。その結果、「自分によいところがある」の項目については小学校等72.8%、中学校等64.6%、「人の役に立っている」の項目については小学校等57.5%、中学校等49.9%といずれも、昨年度の結果より改善が見られた。</p> <p>◇各校において作成している人権教育の系統的な指導計画を踏まえ、各教科・領域の中で人権教育の指導を行いつつ、各校の実情に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の取組みが推進された。一方、人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう校内研修の実施や、各校における相談窓口の設置及び周知の徹底等の取組みを進めた。人権侵害事象については、2件生起したが、学校が児童生徒の心のケアを最優先に速やかに保護者と連携し対応しつつ、学級、学年集団への指導をはじめ、人権教育の充実につなげられるよう、指導助言を行った。</p> <p>◇コロナ禍により、教育活動の制限や、学校行事が従来の形式で実施できない中で、普段の授業や学校生活で児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高める取組み等について、指導助言を行い、各校における取組みの充実が図られるよう支援を行った。</p> <p>◇各校または各中学校区等ブロックの実情に合わせ、全校規模で教職員対象の人権教育研修を開催した。外部講師による差別問題やLGBTQ、ハラスメント防止等について講話を行い、児童生徒の人権意識の醸成を図る指導の視点等、新たな知見を得ることができた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆コロナ禍に限らず、学校行事が従来どおりの形式で実施できないなど、教育活動が制限されることもあるが、普段の授業等や学校生活の中で児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高める取組み等について、引き続き指導助言を行い、各校における取組みの充実が図られるよう支援する。 ◆今後も引き続き、「障害者差別解消法(※1)」「ヘイトスピーチ解消法(※2)」「部落差別解消法(※3)」等を踏まえつつ、人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応に向けた校内研修の実施や、各校における相談窓口の設置及び周知の徹底等、人権意識の醸成と指導方法の充実が図られるよう、また、人権侵害事象が生起した際には速やかに学校が対応できるよう指導助言する。 ◆今日的な人権課題は多様化していることもあり、中長期的な研修計画を立て、市教委主催の研修を実施する。また、各校が課題に応じた研修計画を立てることができるよう指導助言する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ●各校の実態に即した指導計画の策定・実践が、着実に子どもの意識に反映していることが分かる。引き続き、地道な取組みの継続を期待する。 ●人権教育全般の充実を図りながら、特にLGBTQの子どもたちが差別を受けることのないように配慮をお願いしたい。 		

重点項目6		担当課
人権教育の充実		学校教育課
目標2	在日外国人児童生徒等への支援	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の推進 ● 在日外国人児童生徒交流会(※4)の開催 ● 在日外国人児童生徒交流会への講師及び新渡日児童生徒への通訳の派遣 		○
評価の根拠		
<p>◇近年の外国人児童生徒の増加及び多様化、外国人児童生徒支援に関する国内外の動向を踏まえ、外国人児童生徒等の教育をより充実させるため、現行の「在日外国人教育に関する指導の方針」を改訂する方向で検討を進めた。</p> <p>◇日本語指導を必要とする児童生徒に対し、日本語指導教員が巡回し、日本語指導にかかる「特別の教育課程」(※5)による日本語指導を行うとともに、新渡日児童生徒12名に対して通訳を派遣することで、対象の児童生徒が、円滑な学校生活を送ることができるよう支援を行った。</p> <p>◇新渡日児童生徒の使用言語が多様化しているため、通訳ができる人材の確保に努めるとともに、翻訳アプリ等を活用した支援を行った。</p> <p>◇市立学校に在籍する在日外国人児童生徒を対象に在日外国人児童生徒交流会を開催するとともに、交流会へ講師を派遣し、対象の児童生徒のアイデンティティ(※6)の育成と、学校全体で受け止め、理解できる教育を進めていくことができるよう支援した。</p> <p>◇大阪府教育庁主催の多文化共生フォーラムや大阪府各地区ごとに開催される多言語進路ガイダンスに関する情報を市内全市立学校に広く周知し、在日外国人児童生徒が適切な進路選択ができるよう支援した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆「在日外国人教育に関する指導の方針」について、校長会及び諸団体からの意見を踏まえ改訂していく。 ◆日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、今後も児童生徒が円滑に学校生活を送れるよう、日本語指導教員の配置を拡充し、巡回による指導を継続する。 ◆近年の外国人児童生徒の増加及び多様化、外国人児童生徒支援に関する国内の動向を踏まえ、必要に応じて通訳の派遣が柔軟に行えるよう、守口市帰国・渡日児童生徒自立援助通訳派遣実施要綱の改正を行うとともに、引き続き人材の確保に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・「在日外国人に関する指導の方針」改訂の趣旨を踏まえた、学校現場における取組みの充実を期待する。 ・出入国管理法改正によって外国人労働者に帯同する子どもも増えている。守口市における実態を詳しく把握した上で、そうした新渡日児童生徒への言語面での支援をお願いしたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「人権尊重の教育の推進」

児童生徒対象の意識調査の肯定定回答の割合(%)

項目①「わたしには、いろいろなよいところがあります」

【小学校等】

年度	割合
令和3年度	72.8%
令和2年度	59.3%

【中学校等】

年度	割合
令和3年度	64.6%
令和2年度	59.1%

項目②「わたしはクラスの人の役に立っていると感じている」

【小学校等】

年度	割合
令和3年度	57.5%
令和2年度	45.6%

【中学校等】

年度	割合
令和3年度	49.9%
令和2年度	47.6%

令和3年度人権教育研修講座(市教委主催開催)

回・実施日	研修名・内容	講師
第1回 7月1日	障害のある子どもの進路と課題 ～ともに生きる社会を創るために私たちができること～	大阪府教育センター指導主事 上田 智之 氏
第2回 7月26日	夏期二日研 「男女共生のいま」	大阪大学教授 木村 涼子 氏
第3回 7月28日	夏期二日研 「東の歴史と生活」	東の歴史と生活を掘り起こす会代表 井上 秀和 氏 貝塚市人権協会 北出 昭 氏
第4回 10月22～23日	第51回大阪府人権教育研究北河内大会	
第5回 11月17日	「ジェンダー平等教育・性の多様性について」	暁project代表 大久保 暁 氏
第6回 12月23日	「4・24(サーイサー)民族教育の日」記念講演会 『アイたちの学校』を制作して	ドキュメント映画 監督 高賛侑 氏

※1 【障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)】:平成28年4月1日施行。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」とし、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。

※2 【ハイトスピーチ解消法(正式名称:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)】:平成28年6月3日施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするもの。

※3 【部落差別解消法(正式名称:部落差別の解消の推進に関する法律)】:平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したもの。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定している。

※4 【在日外国人児童生徒交流会】:放課後等に、児童生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。

※5 【日本語指導にかかる「特別の教育課程」】:日本語能力の向上や在籍学級における各教科等の学習活動に日本語で参加する能力の養成等に向け、日本語指導が必要な児童生徒一人ひとりの実態を踏まえた上で、指導の目的・内容、形態及び場所、指導計画等、個々に応じたきめ細かな教育を行うための弾力的なカリキュラム。

※6 【アイデンティティ】:尊厳や誇り。これを欠いては自分ではないと思う属性や特性のこと。例えば、自分がどんなルーツを持っており、どんな集団に属しているかということに関わり、その属性が自分にとって重要だということを意味する。

重点項目7		担当課
道徳教育の充実		学校教育課
目標1	「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善及び家庭・地域との連携	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進 ● 指導方法の改善及び評価についての研修の実施 ● 「道徳科」の授業公開や地域人材の活用による家庭・地域との連携促進 		○
評価の根拠		
<p>◇道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合いつつ、他者の考えを共有する「考え、議論する道徳」の実現に向け、道徳教育の全体計画・年間指導計画の検証・改善や、実情に応じた校内研修の実施など、各校において道徳教育の取組みが進むよう指導した。</p> <p>◇授業改善の推進及び児童生徒の成長に繋がる評価の研究を目的として、全校規模で授業実践と評価にかかる研修を企画した。外部講師による模擬授業及び講演を通して、指導方法や評価について、より実践的な知見を得る研修を予定していたが、コロナ禍で実施することができなかつたため、道徳教育推進教師等(※1)に対し、大阪府教育庁から提供されたWeb動画等を通じて、府内における取組み等の情報提供を行い、教員の指導力向上に努めることができた。</p> <p>◇各学校の授業公開や地域人材の活用については、コロナ禍により計画どおり実施することができなかつたため、家庭・地域との連携促進を図ることができなかつた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆次年度は、道徳教育に関する指導と評価等について理解を深めることができるよう、道徳教育推進教師等を対象とした四天王寺大学の杉中教授を招へいした研修を年3回実施する。また、令和4年10月に実施する研修では、守口市立梶中学校の校内研究授業を模擬授業形式で取り上げ、「道徳の教科書」・副教材・体験的な活動等を効果的に組み合わせた指導方法の研究を進める。さらに、全国の先進的な取組みに関する情報収集を行い、各校への周知に努める。 ◆指導方法や評価についての理解が研修参加者のみに留まらないよう、研修で活用した資料等を各校に配布し、道徳教育推進教師が中心となって校内で伝達研修を行えるよう支援するとともに、道徳の授業を担うすべての教員が指導と評価を一体化させた授業を行えるよう引き続き指導・助言を行う。 ◆社会科副読本(「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集」)を各教科、道徳、総合的な学習の時間等のみならず、家庭・地域でも活用できるよう内容の充実を図り、デジタル教材として作成する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍にあって、実践的な取組みの交流が難しい状況ではあるが、効果的な研修の在り方の工夫を期待する。 ・ 道徳科の評価について、教職員間での情報共有が十分になされる必要があるだろう。 		

参考となる図表及び注釈

目標1. 『考え、議論する道徳』の実現に向けた授業改善及び家庭・地域との連携」

研修内容

日程	内 容	
8月9日～9月2日 8月23日～9月17日	講演 実践報告(Web開催)	【講演】 『主体的・対話的で深い学び』のある道徳科の授業をめざして」 【実践報告】 阪南市立東鳥取小学校、泉大津市立小津中学校 講師 立命館大学 牧崎 幸夫 氏
1月24日	模擬授業及び講演 (中止)	【テーマ】 「対話を要とした道徳教育の充実に向けて」 講師 四天王寺大学 杉中 康平 氏
2月28日～3月28日	実践報告(Web開催)	【実践報告】 和泉市立南池田小学校、岸和田市立山直中学校

※1 【道徳教育推進教師】:「考え、議論する道徳」の実現に向け、校内で中心的な役割を担う教員のこと。府教育庁及び市教委主催の研修に参加し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や授業改善の推進等について理解を深めている。

重点項目8		担当課
生徒指導、キャリア教育の充実		学校教育課 教育センター
目標1	いじめ・不登校をはじめとする様々な課題解決に向けた生徒指導体制の充実	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアル等に沿った適切な対応 ● 生徒指導対応や児童生徒理解を高めるための教職員研修の開催 ● スクールカウンセラー(※1)、スクールソーシャルワーカー(※2)等を活用したケース会議の開催 ● アウトリーチ型支援(※3)や適応指導教室(ふれあい教室)(※4)の開設等の支援体制の充実 ● いじめホットライン等の相談窓口の定期的な周知 		○
評価の根拠		
<p>◇いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むため、各学校が策定している学校いじめ防止基本方針について、守口市立学校いじめ防止対策等審議会(※5)の答申を踏まえた実効性のあるものに改訂するよう指導するとともに、事案報告の際には同方針やいじめ対応マニュアル等をもとに指導助言を行った。</p> <p>◇コロナ禍のため、生徒指導担当者会議を計画どおりに開催できなかったが、市教委主催もしくは関係機関と連携した研修については、時期や開催方法を変更するなどして実施した。また、各学校では、自己肯定感(※6)・自己有用感(※7)に関する意識調査結果から児童生徒の状況を把握しつつ、自校の取組みを振り返ることで、児童生徒理解を高めるための教職員研修を実施した。</p> <p>◇法に基づいた積極的ないじめ認知による件数が339件と昨年度よりも増加したことや、コロナ禍により、やむを得ず登校できない状況や教育活動の制限など、学校との繋がりが希薄化したことによる不登校児童生徒が小学校等で117名、中学校等で173名といずれも令和2年度より増加したため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用したケース会議を積極的に開催した。また、専門家を有効に活用できるようガイドラインを作成し、校長会や生徒指導担当者会議で周知を図った。</p> <p>◇これまでのアウトリーチ型支援や適応指導教室との連携に加え、コロナ禍による心理的不安等ややむを得ず登校できない状況にある児童生徒を対象に、授業を行っている教室と家庭等を繋ぐなどのオンラインによる不登校支援を実施し、児童生徒の個々の状況に応じた様々な支援について充実を図った。</p> <p>◇相談窓口については、全児童生徒に対し、年3回リーフレットを配布して周知するとともに、長期休業前後には教職員から児童生徒へ改めて周知するよう指導を行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ いじめの未然防止や新規不登校児童生徒の減少を図るため、児童生徒理解を高める教職員研修を引き続き開催するとともに、自己肯定感・自己有用感に関する意識調査を活用して普段の授業や学校生活の中で児童生徒の意識を高めることができるよう、校長会や生徒指導担当者会議で各学校の好事例を発信する。 ◆ いじめ等の事案対応や不登校児童生徒への支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と速やかに連携・対応できるよう配置拡充に努める。 ◆ 不登校児童生徒への支援方法の一つとして、民間施設や団体等を含めた関係機関との連携方法について検討を進める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの積極的な認知や不登校児童生徒への積極的なアプローチの成果が徐々に表れつつある。粘り強い取組みの継続に期待する。 ・ 不登校の児童生徒の大幅な増加について、早急に原因究明とその対策を求めたい。 		

重点項目8		担当課
生徒指導、キャリア教育の充実		学校教育課
目標2	中学校区等における発達段階に応じたキャリア教育の推進	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校区キャリア教育全体計画の検証・改善 ● キャリア・パスポート(※8)の活用 ● 職場体験の複数日実施 ● 進路のてびきの活用 		○
評価の根拠		
<p>◇新型コロナウイルス感染症の状況から職場体験は実施できなかったが、全中学校区等でキャリア教育全体計画の検証・改善が行われ、職業調べやオンラインを活用した職場講話のように、系統的な活動の取組みが行われた。</p> <p>◇児童生徒の成長を促すため、特別活動の時間等にキャリア・パスポートの記録を用いて児童生徒が話し合ったり、記述をもとに教職員が児童生徒と対話的に関わるなど、キャリア・パスポートの活用について校長会で指導を行った。</p> <p>◇守口市進路指導委員会に指導主事が参加し、最新の情報提供と連携を行うとともに、同委員会作成の「進路のてびき」を中学校3年生及び義務教育学校9年生に配布することで、円滑な進路指導を行うことができた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職場体験活動の実施が困難な状況においても、職業講話等による児童生徒の能動的な学びを充実させ、中学校区のキャリア教育全体計画における系統的な計画のもと、各校での取組みの検証・研究を一層進める。 ◆ 進路指導にあたって、生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるよう、進路指導主事と積極的に連携を図る。また、大阪府の動向を注視しつつ、中学校進路指導委員会に指導主事が参加し、最新の情報を速やかに提供できるよう努める。 ◆ 児童生徒がふり返りや自己評価を通じて、自己の将来等に関して主体的に考えられる機会を設定できるよう、キャリア・パスポートの活用について校長会で定期的に指導する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校のキャリア・パスポートの取組みが、中学校でどのように活かされるか等、大切な時期に来ている。好事例を広く共有していただきたい。 ・ キャリア・パスポートの内容が、子どもたちにとって、将来の職業選択に役立つものとなっているかについての検証を進めていただきたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「いじめ・不登校をはじめとする様々な課題解決に向けた生徒指導体制の充実」

意識調査(令和3年7月 → 令和4年2月)

項目	小学校等6年生	中学校等3年
学校に来るのが楽しい	84.2% → 87.5%	80.2% → 85.3%
みんなで何かをするのは楽しい	90.1% → 90.9%	89.8% → 91.0%
今の自分が好き	64.0% → 66.0%	56.3% → 59.7%

暴力件数

年度	小学校等	中学校等
令和3年度	196件	38件
令和2年度	114件	41件
令和元年度	86件	50件

不登校児童生徒数

年度	小学校等	中学校等
令和3年度	117名	173名
令和2年度	61名	141名
令和元年度	54名	117名

いじめ認知件数【〔 〕は次年度7月末、< >は令和3年度末時点での解消件数】

年度	小学校等	中学校等
令和3年度	276件<237件>	63件<58件>
令和2年度	218件〔218件〕	91件〔90件〕
令和元年度	216件〔214件〕	121件〔121件〕

スクールカウンセラー相談件数

年度	配置校種	相談の内訳			合計
		小学生	中学生	その他	
令和3年度	小学校(2校)	374	0	0	3,105
	中学校(7校)	852	1,472	261	
	義務教育学校(1校)	69	69	8	
令和2年度	中学校(7校)	918	1,234	196	2,395
	義務教育学校(1校)	34	9	4	
令和元年度	中学校(7校)	543	1,263	73	1,920
	義務教育学校(1校)	28	13	0	

※中学校配置のスクールカウンセラーは、校区の小学校を含めて支援します。

※令和3年度より小学校2校へ配置されています。

教育専門相談員相談件数

年度	件数
令和3年度	946
令和2年度	837
令和元年度	837

適応指導教室 利用実績

年度	入室児童生徒数	学校復帰 (チャレンジ登校) 者数
令和3年度	19	14
令和2年度	11	7
令和元年度	9	9

※1 【スクールカウンセラー】:全中学校区及び小学校2校(守口小学校・金田小学校)に1名ずつ派遣され、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行う心理士等。

※2 【スクールソーシャルワーカー】:社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる人材。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等において見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※3 【アウトリーチ型支援】:福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で使用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取り組むこと。

※4 【適応指導教室(ふれあい教室)】:心の悩みや不安等で、学校に行けない児童生徒が、指導員の支援を受けながら、ともに集団生活を送ることで、社会的自立をめざした支援を行う。

※5 【いじめ防止対策等審議会】:市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により設置する委員会。専門的な知識及び経験を有する第三者で構成され、学校での重大事態にかかる調査を行う。

※6 【自己肯定感】:自分のあり方を積極的に評価できる感情。自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

※7 【自己有用感】:自分の属する集団の中で自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分で認識すること。

※8 【キャリア・パスポート】:児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成をふりかえったり、先を見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 4</p>	<p>学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>複雑化・多様化した教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮して学校の組織や業務の在り方の見直しを図り、業務の効率化と最適化、学校組織におけるすべての構成員が適切に役割を果たすことができるようにすることで、教員の専門性を高め、資質の向上を目指します。</p> <p>また、学校運営協議会を通して家庭・地域と協働を深め、学校支援活動の進展と地域に根ざした学校づくりに努めることで、学校力を高めます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>9. 学校経営の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営体制の強化 ○学校ホームページや学校便りによる定期的かつ積極的な情報発信 ○大学・企業・市民団体・NPO 等の多様な人材の活用 ○地域とともにある学校づくりの展開 ○働き方改革の推進 ○学校・家庭間の連絡手段や各種申請等のオンライン化
<p>10. 教職員の資質向上・研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン等を活用した研修の実施とICT機器を活用した授業力の一層の向上 ○社会の変化に対応できる教職員の育成
<p>11. 教育環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既存校における教育諸条件の向上 ○学校規模等適正化基本方針の改訂に向けた取組み

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課
目標1	学校運営体制の強化	
主な取組み(教職員研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 校長の指導力・リーダーシップの発揮 ● 首席(※1)の活用による学校運営体制の強化 ● 事務職員の校務運営への参画推進 		○
評価の根拠		
<p>◇ 校長会において、喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行い、市の方針を踏まえた学校経営を行うよう指導することで、校長の指導力・リーダーシップの発揮を促した。また、評価・育成システムの目標設定時において、学校運営に関する数値目標を設定するとともに、具体的な取組みを明記し、学校経営等の改善を図るよう各校長に対して指導した。</p> <p>◇ 首席配置校については、組織的で機動的な学校運営体制が構築できていることから、首席の全校配置に向けて、校長との面談において候補者の把握を行うとともに、ミドルリーダーの育成について指導助言した。また、小中一貫教育の要として首席を校区の学校行事に参加させたり、職員室では首席の座席を全体が見渡せる管理職の横に配置することで、まず教職員からの報告・連絡・相談を首席が受け、その後管理職へ報告できるよう工夫するなどの好事例について、校長会等で紹介し、配置拡充に努めた。</p> <p>◇ 事務職員については、小中一貫教育会議や学校運営協議会に参加するなど、効率的な予算執行や円滑な事務執行に向けて、積極的な学校運営への参画が行われた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎月実施する校長会等において、教育課題に対し全市的に取り組むべき内容の共有を図り、市内全体のベクトルを揃えつつ、現状の課題に対する施策等を具体的に指示伝達する。その際、校長会からの意見等を十分に踏まえるとともに、校長が府の評価・育成システム等を活用し、学校経営の更なる改善を図るよう指示する。また、各学校に対し、学校運営に関する評価結果を全教職員で共有するとともに、具体的な改善方策について設定するよう指導を行う。 ◆ 引き続き、学校運営体制の更なる強化のため、首席の配置及び活用の促進による学校における組織力の向上を図る。 ◆ 共同学校事務室(※2)の設置により、これまで以上に事務職員が学校運営に参画できる体制を構築する。また、ブロック長を中心とした各ブロックごとの連携を一層促進し、中学校区の垣根を超えた組織体制の構築・充実を図る。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 首席の活用や事務職員の学校運営への参画が進みつつある。引き続き、行政の支援の充実を期待する。 ・ 学校運営における首席の位置付けをより明確にして、全校設置に向けて推進していただきたい。 		

重点項目9		担当課	
学校経営の改善		教育総務課 学校教育課	
目標2	学校ホームページや学校便りによる定期的かつ積極的な情報発信		
主な取組み(一般事務事業)			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● わかりやすい情報発信コンテンツの作成 ● 各校の取組みの定期的かつ積極的な情報発信 			○
評価の根拠			
<p>◇市ホームページにおいて、新コンテンツ「『発信！もりぐちのきょういく』～もりもりがゆく～」の配信を開始した。児童生徒の授業風景や学校に関連する情報を、写真付きで教育委員会のシンボルキャラクターであるもりもりが紹介するというコンセプトで作成し、短い文章と話口調で大人から子どもまで、広く楽しんでもらえることを目指した。</p> <p>◇各校の取組みについては、学校便りや学校ホームページにより、家庭や地域へ定期的かつ積極的に情報発信を行った。</p>			
今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ◆教育委員会や学校の取組みを広く知ってもらうため、画像を活用した新コンテンツの配信を開始した。今後、より有効な情報発信に向けて研究を進める。 ◆今後は、デジタル連絡ツールの活用も含め、学校現場とともに、保護者への情報伝達を迅速かつ確実に手立てを検討する。 			
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化社会に即した情報発信ツールの工夫など、市民本位な取組みは大いに評価できる。 ・ 学校ホームページは「学校の顔」である。各校が創意をこらし、充実したホームページを作成していただくことを期待する。 			

重点項目9		担当課
学校経営の改善		教育総務課
目標3	大学・企業・市民団体・NPO 等の多様な人材の活用	
主な取組み(連携協定事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 協定大学等と連携した特色ある人材の派遣 ● 各校独自の連携実績の集積と全校への情報共有と発信 		○
評価の根拠		
<p>◇連携協力協定を締結している大学から学生を受け入れ、授業支援、教育実習、ボランティア等を実施し、学校運営の円滑化と将来を担う学生の育成に寄与した。</p> <p>◇企業、市民団体等による出前授業や授業支援を学校で活用するための調整を行い、事業実施が円滑に行われるよう取り組んだ。特に令和3年度については、ソフトバンク株式会社による小学生等を対象としたPepperの出前授業を5校で実施し、特色ある授業を行うことができた。</p> <p>◇各校の連携実績を取りまとめ、次年度以降の取組みの幅を広げるために全校に共有した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協定大学等と連携を深め、学校運営の円滑化と、教職志望の学生の育成に努める。 ◆ 児童生徒に多様な学習を提供することを目的に、企業や団体の強みを活かした授業機会の増加を目指す。また、新規連携先の開拓にも取り組んでいく。 ◆ 学校の連携実績を取りまとめ、全校で共有化することにより、各校における特色ある授業機会の幅がさらに広がるよう取り組む。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関との連携は、教育効果を高める上で益々重要となっているため、一層の充実を期待する。 ・ 教育界の閉鎖性を打破するためにも、外部機関との連携・協力は必要であるが、本当にそれが役立っているのかについての検証も忘れてはならない。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課
目標4	地域とともにある学校づくりの展開	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 全中学校区等での定期的な学校運営協議会(※3)の開催 ● 学校運営協議会の活用による工夫ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化 ● 学校運営協議会による学校関係者評価の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇コロナ禍において、中学校区等で回数に差はあるものの、書面開催も含め年間を通じて定期的に会議が開催され、校区の実情に応じて学校支援活動等についての協議が行われた。さつき学園では、学校運営協議会会長が始業式に「いじめのない学校をめざして」についての講話を、大久保中学校区では、校区の大学と連携した食育の取組み、梶中学校区では、両小学校で週末に学習する場を設定し、ボランティアを募集するなど、新たな取組みもあった。</p> <p>◇学校関係者評価において、学校の取組みに対して概ね肯定的な評価をいただいている一方、「家庭学習習慣・読書習慣の定着」や「コロナ禍の地域行事の中止や学校支援活動にボランティアが入る機会が減少していることを受け、今後の地域との関わり方の具体策について」などに意見をいただいた。</p>		
今後の方向性		
<p>◆学校関係者評価でいただいた意見を踏まえた熟議がされるよう、今後も引き続き、各中学校区等の学校運営協議会に指導主事が参加し、状況把握に努めつつ、参加する会議や校長会等で好事例を積極的に発信する。また、市教育委員会主催で学校運営協議会委員研修を開催し、委員自らがこれまでの取組みの成果や課題、今後の取組みについて発表する機会の設定を行い、相互に取組みの推進ができるよう、共有を図る。</p>		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 守口型コミュニティスクールとして、中学校区の特色ある取組みが生まれつつある。引き続き、教育行政の支援を期待する。 ● 本市では各小中学校ではなく、全中学校区に学校運営協議会を置いている。これはきわめてユニークな取組みである。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課 教育センター
目標5	働き方改革の推進	
主な取組み(教職員研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 出退勤システムの運用による勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方改革の推進 ● 教職員の業務改善に向けた校務支援システムの充実 ● 業務に有効な情報の集約型サーバへの蓄積 ● 教職員へのオンライン会議やクラウドへのデータ保存用アカウントの配付 		○
評価の根拠		
<p>◇教職員の業務支援としてスクール・サポート・スタッフ(※4)を各校に1名ずつ配置した。配置にかかるアンケート調査を実施したところ、「教員が児童生徒の指導に注力できる環境づくりを実現することができたか」の項目について、90.5%の肯定的な回答が得られた。また、出退勤管理システムにより教職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、適宜指導した。教職員1人の1ヶ月あたりの時間外勤務時間は、令和元年度と2年度の平均(令和2年度は臨時休業を行ったため)と比較すると、小学校等で1.7時間、中学校等で5.3時間それぞれ減少した。</p> <p>◇校務支援システムの活用推進に向けて、すべての学校で導入業者による研修を行った。</p> <p>◇センターサーバ内にICT機器の利用や設定などの研修動画を保存し、教職員が参照しやすい体制を構築した。</p> <p>◇Microsoft TeamsアカウントおよびZoomアカウントを活用し、オンラインによる会議や研修への参加、児童生徒との学習課題や連絡事項の送受信を可能とする環境を構築した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆働き方改革の推進については、第2期「学校における働き方改革(全体計画)」に基づき、出退勤システムの運用による勤務時間管理の徹底をはじめとする取組みを一層推進するとともに、スクール・サポート・スタッフの活用状況の把握及び効果検証を行い、教職員の業務支援の在り方を検討する。 ◆校務支援システムで導入済みの名簿管理、出欠席管理、成績管理、保健管理について、業務の改善に繋がるよう紙媒体及びデジタルデータの精査を行う。 ◆新型コロナウイルス感染症による臨時休校、出席停止、学級閉鎖などに対応するため、オンライン会議ツールの活用を推進する。 ◆オンライン学習に使えるツールを日常的に活用し、授業準備や学習指導を効率的に行うことができるように情報提供や活用の支援を行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの構築や人的支援により、教職員が児童生徒に向き合うための環境改善が進んだ。今後、子どもの姿に効果が表れることを期待する。 ・教職員の働き方改革は喫緊の課題である。スクール・サポート・スタッフの配置によって残業時間が減少している点は、評価に値する。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		教育総務課 学校教育課
目標6	学校・家庭間の連絡手段や各種申請等のオンライン化	
主な取組み(小学校・中学校運営事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校保護者間デジタル連絡ツール(※5)の導入に向けた検討 ● 株式会社137との連携協定の締結 ● デジタル連絡ツール「COCOO」の試行導入に向けた研修会の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇これまで課題であった学校からの連絡を迅速かつ確実に保護者へ伝えること、全教職員が確実に児童生徒の欠席状況を把握でき、学校全体で共有できることなどの重要性が、コロナ禍において、より顕著になったため、本市における学校保護者間デジタル連絡ツールの導入に向けて、学校現場と協議を行い、複数社の製品から、経済産業省の実施する「学びと社会の連携促進事業(先端的教育用ソフトウェア導入実証事業)費補助金(通称「EdTech導入補助金」)」(※6)の対象に選定されている「COCOO」を試行導入することを決定し、提供業者と学校と保護者双方の負担軽減及び連絡の迅速化並びに高密度化に向けて取り組むための協定を締結した。</p> <p>◇事業者の決定後、全校向けにオンライン研修会を行い、運用開始に向けた準備を行った。</p> <p>◇さつき学園において、実際にデジタル連絡ツールを使って効果や課題を検証した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和4年度においては、株式会社137と同社の提供するCOCOOの使用について協定を結び、無償での実証実験を行う。実証実験の結果を踏まえ、本市において期待する効果が得られると判断できれば、令和5年度以降の本格導入を目指す。 ◆ 将来的には、各学校で集計したデータを事務局でさらに集約・分析し、新型コロナウイルスの蔓延状況や、不登校、ヤングケアラー等の傾向のある子どもの早期発見、関係機関との連携による社会課題の解決に寄与する体制の構築を目指す。 ◆ 利便性の追求と引換えに、手厚いケアが必要な児童生徒への対応が疎かにならないよう、従来のスキームを堅持すべき点については学校現場とも確認し、意識の共有を図る。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで大切にしてきた教育理念を踏まえた、デジタルツールの有効活用を期待したい。 ・ デジタル連絡ツール「COCOO」の試行導入に期待したい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「学校運営体制の強化」

守口市立学校の首席の配置状況

年度	小学校等 (全14校)	中学校等 (全8校)
令和4年度(予定)	10校	5校
令和3年度	10校	6校
令和2年度	8校	6校

学校における働き方改革の推進

年度	小学校等 月平均	中学校等 月平均
令和3年度	31.3時間	47.7時間
令和元年度～2年度	33時間	53時間
差	▲ 1.7	▲ 5.3

目標3.「大学・企業・市民団体・NPO 等の多様な人材の活用」

外部団体との連携・協働状況

【小学校】

分類	内容
安全教育	スマホ・ケイタイ安全教室、消防署見学、交通安全教室、サイバー教室、SNS教室、ネット社会のマナー
環境学習	SDGs 教室、エコ教室
教育機関との連携	インターンシップ、学生インターシップ、キッズキャンパス、スクールエンパワメント推進事業、図工研修、専門学生の学級サポート
授業支援	本の読み聞かせ、電池の作り方、浄水場見学、新聞社見学、歴史博物館見学、Pepperによる出前講座、遠隔乾電池授業、道路博士の出前講座、観劇会、農業出前講座、プログラミング授業
人権教育	盲導犬体験、手話体験、点字体験、車いす体験、義足ダンサー公演、障がい者理解教育、LGBTQ人権研修
スポーツ振興	卓球出前授業、ダンス体験、ボッチャ指導
生活習慣	食農教育、うがい手洗い教室
農業体験	バケツ稲出前講座、苗植え交流、柿の渋抜き体験、米作りの講演、花の苗植え、米の粃摺り
非行防止	薬物乱用防止教室、非行防止教室
文化振興	歴史街道、能楽体験、昔遊び交流会、守口宿の講義、文禄堤オリエンテーリング、寺方提灯踊り体験
平和教育	被爆体験伝承者講話

【中学校】

分類	内容
安全教育	交通安全教室、携帯安全教室、SNS対応講演
教育機関との連携	保育士職業講話、障がいのある児童の支援、避難訓練
研修講師等	児童虐待の実態、支援教育・授業づくり、学習評価講演、外国にルーツのある当事者講演、教育フォーラム
国際理解	外国人労働者の現状、日本に住む外国人講義
授業支援	生き方発見プログラミング、がん理解教育、いのちの学習、美容師職業講話、救急救命士職業講話、ツアーコンダクター職業講話、がん教育、障がい者の生活介護、高齢者の生活支援
人権教育	LGBT人権研修、障がい者理解教育
非行防止	薬物乱用防止教室



小学校等におけるPepperによる出前授業の様子。子どもたちに大人気でした。

※1 【首席】:校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※2 【共同学校事務室】:守口市立学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、もって学校事務における処理体制の効率化及び学校運営の支援に資することを目的に第一中学校に共同学校事務室を設置している。

※3 【学校運営協議会】:地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第1項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べる事等が法律で定められている。

※4 【スクール・サポート・スタッフ】:教員の業務負担軽減を図り、授業準備にかかる時間の確保に取り組むとともに、ゆとりをもって児童生徒の指導や教材研究等に注力できるように環境を構築するため、元教職員、地域人材等を活用し、電話対応や資料の印刷等の補助的業務を行う。市立学校全校に配置している。

※5 【デジタル連絡ツール】:学校と保護者の間で、従来電話や連絡帳を介して行っていた児童生徒の欠席連絡や、紙媒体の連絡をWeb上で完結させることができるシステムの総称。国や地方公共団体においても、従来の押印廃止と併せて、負担軽減のために導入が進められている。

なお、今般本市立学校に試行導入するCOCOOは、Webシステムだけでなく、専用電話回線及び自動受付システムによる欠席連絡に対応し、出欠状況やアンケート結果の自動集計、中央の専用システムによる市内の状況の可視化機能が優れており、経済産業省が進める「学びと社会の連携促進事業(先端的教育用ソフトウェア導入実証事業)費補助金(通称「EdTech導入補助金」)」の対象事業にも選定されている。

詳細は右の二次元コードから同社ホームページを参照。▶



※6 【「学びと社会の連携促進事業(先端的教育用ソフトウェア導入実証事業)費補助金(通称「EdTech導入補助金」)」】:学校等教育機関に先端的教育用ソフトウェアを導入する事業者に対して、導入に要する経費を補助する制度。通常、先端技術を導入するにあたってはコストと労力が必要になるが、本補助金を活用すれば、学校設置者は、事業者からの手厚いサポートを受けつつ、イニシャルコストをかけずに先端的教育用ソフトウェアの導入を図ることができる。ただし、提供されるツールは経済産業省が補助対象として認定したものに限られる。

重点項目10		担当課
教職員の資質向上・研修の充実		教育センター
目標1	オンライン等を活用した研修の実施とICT機器を活用した授業力の一層の向上	
主な取組み(教育研究・研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 夏季教職員研修全5講座をはじめとした各種研修会等のオンライン実施 ● 研修動画やマニュアルの充実によるオンデマンド型研修の実施 ● ICT機器の活用や情報モラル教育に関する研修の実施 ● 「一斉接続テスト」の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇ 夏季教職員研修全5講座をはじめ、各種研修会を意図的にオンライン実施とすることで、教職員のICT機器活用指導力の向上を図ることができた。</p> <p>◇ OJTの観点から、オンライン会議システム上の「画面共有機能」「チャット機能」「ブレイクアウトルーム」などの機能をオンライン研修会の中で教職員自身が参加者として活用することで、授業へと活かすことができた。</p> <p>◇ 全校でのオンライン授業を想定し、夏季休業中に市内全校で「一斉接続テスト」を行い、通信環境の負荷を確認した。この接続テストをOJTと捉え、オンライン授業を視野に入れ基本的な機器操作方法を身に着けるなど、教職員の資質向上を図った。</p> <p>◇ 学習用タブレット端末の本格的活用が始まったことを受け、授業でのICT機器の活用や情報モラル教育をテーマにした研修を企画・実施した。</p>		
今後の方向性		
<p>◆ 各種研修会の実施や全校でのオンライン授業の実施等、教職員の基本的なICT機器活用指導力の向上は図られたものの、学習用タブレット端末等のICT機器を授業改善の視点から活用することについては、継続して取り組む。また、今後は、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の資質能力の向上に繋がるICT機器の活用という観点で研修を実施し、各校の研究に対して指導助言を行う。</p>		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ GIGAスクール構想の理念である「誰ひとり取り残さない」を実現するために、更なるICT機器の活用による授業力向上に期待する。 ・ コロナ禍であることから、教職員のオンライン研修を行ったことは理解できるが、その効果がどうなのか、対面研修との比較をしておくことも必要ではないだろうか。 		

重点項目10		担当課
教職員の資質向上・研修の充実		学校教育課
目標2	社会の変化に対応できる教職員の育成	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 不祥事防止に向けたワークシート集(※1)や職場におけるハラスメント(※2)の防止及び対応に関する指針の活用 ● 指導が不適切な教職員(※3)等の把握及び適切な支援と指導 ● 体罰禁止の徹底 ● 個人情報保護の徹底 		○
評価の根拠		
<p>◇各校において、「不祥事防止に向けたワークシート集」や「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を活用したサービスに関する研修を月1回以上行うよう指導した。</p> <p>◇年度当初に新規採用教職員や講師を対象としたサービス研修を実施するとともに、毎月の校長会においてサービス違反による処分事例や体罰禁止、個人情報保護の徹底など時期に応じた情報提供を行った。</p> <p>◇令和3年度において、守口市立学校における不祥事発生件数は0件であった。しかしながら、指導に関する相談が保護者から寄せられるなど、より一層適切な指導が求められる事案が複数件生起していることから、今後も継続的な未然防止の取組み及び必要に応じた指導の継続が必要である。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不祥事の発生を未然に防止するため、引き続き、校長会をはじめとする諸機会を活用し、啓発を継続する。また、学校訪問の際には各教員の指導状況の把握に努め、必要に応じて府教育庁の「教員評価支援チームの派遣」を活用して、適切な支援と指導を行う。 ◆ 法令遵守の徹底に向け、校長に日々のサービス管理の徹底を図るよう指導するとともに、学校訪問時に全校の勤務管理簿などの諸帳簿点検を行う。また、引き続き、毎月の校長会で懲戒処分事例や体罰禁止、個人情報保護の徹底などの不祥事予防にかかる資料を提示し、今後も校内研修を実施していくよう指導する。 ◆ 各校において「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を活用することで、教職員一人ひとりが職場におけるハラスメントについての正しい理解のもとに十分な認識を持って働きやすい環境を作れるよう、引き続き校長会で定期的に指導するとともに、校内研修を実施していくよう指導する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事防止に向けて、引き続き、実感を伴う研修となるよう期待する。 ・ 令和3年度は、本市において指導が不適切な教職員への処分事案は0件である。これは評価に値する。引き続き、不祥事防止に向けた取組みを期待したい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「オンライン等を活用した研修の実施とICT機器を活用した授業力の一層の向上」

令和3年度 教育センター主催研修(法定研修含む)のうちセンターサーバやオンラインを活用したもの

研修の種類	内容	回数	方法等
教職研修カレッジ	授業づくり、教育相談、生徒指導、情報教育	5/5回	オンライン会議システムを利用し配信を行った。音声通話やチャット機能により参加者の交流や協議を行った。センターサーバに研修資料を掲載した。
校内研究推進研修	組織で取り組む授業改善、スマートスクール実現モデル校 学校公開参加、組織で取り組む授業改善の検証	3/3回	オンライン会議システムを利用し配信を行った。学校公開ではオンラインで分科会をつなぎ全体会を行った。音声通話やチャット機能により参加者の交流や協議を行った。
初任者・新規採用者研修	実践力と使命感の醸成	4/7回	オンライン会議システムを利用し配信を行った。センターサーバに研修動画や資料を掲載し、オンデマンド受講も可能とした。
2年次研修	実践的指導力と使命感の醸成	4/4回	
事務職員研修	事務職員としての資質向上	1/1回	オンライン会議システムを利用し配信を行った。

令和元年度～令和3年度 ICT教育にかかる整備内容

年度	ICT教育にかかる整備内容
令和3年度	GIGAスクールサポーター(1名)配置、児童生徒端末用フィルタリングソフト配備、中学校PC教室再整備、小学校PC室配備端末の設定変更(指導用)、ウェブカメラ等配信機器追加購入
令和2年度	GIGAスクールサポーター(9名)配置(1～3月)、GIGAスクール事業にかかるiPad購入、協働学習及びドリルソフトライセンス購入
令和元年度	GIGAスクール事業にかかるiPad購入、教育用校務サーバ更新、電子黒板用PC・教育用PC更新、電子黒板再整備

※1 【不祥事防止に向けたワークシート集】:令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集。

※2 【職場におけるハラスメント】:ここでは、厚生労働省が指定する、職場におけるハラスメントの三つの類型を指す。パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント並びに妊娠・出産・育児休業等ハラスメントが指定されている。

※3 【指導が不適切な教員】:教育公務員特例法第二十五条の指導改善研修にかかる認定等の手続に関する規則第2条に定義されている教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員等、必要な資質、能力、適性等を有しないため、幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない者であって、指導改善研修により指導の改善が見込まれる者。

重点項目11		担当課
教育環境の充実		教育総務課
目標1	既存校における教育諸条件の向上	
主な取組み(施設維持管理事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● ウォータークーラーの設置及び更新 ● 高圧電気機器の更新 		○
評価の根拠		
<p>◇教育委員会では、熱中症対策の一環として、小学校へのウォータークーラー設置を計画的に進めている。令和3年度は、八雲東小学校への設置工事を夏期に完了した。これにより、未設置の小学校は7校となった。</p> <p>◇ウォータークーラーの設置から年数が経過している中学校5校(第一中学校、庭窪中学校、梶中学校、大久保中学校、錦中学校)について、機器の更新工事を夏期に完了した。</p> <p>◇高圧電気機器の経年劣化が進んでいる藤田小学校、佐太小学校、梶中学校の機器の更新について、梶中学校では年度内に工事が完了したが、藤田小学校及び佐太小学校については、新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な材料の納入が遅れたことから、工事完了が遅れ、令和4年度となった。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ウォータークーラーの設置は、夏期の熱中症対策と、災害時の避難所機能の向上の両方の観点から有用である。今後、未設置の小学校7校への設置を計画的に進めるとともに、既存機器の衛生管理に努め、必要に応じ機器の更新を行うなど、安全・安心な教育環境整備に取り組む。 ◆次年度への繰越事業となった藤田小学校及び佐太小学校の高圧電気機器の更新について、速やかな工事完了となるよう進捗管理を行うとともに、他の学校についても機器の保守点検を行い、維持管理に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、計画的な整備整備を期待する。 ・ 引き続き、熱中症対策の一環としてのウォータークーラーの全校設置に向けて努力されたい。 		

重点項目11		担当課
教育環境の充実		教育総務課
目標2	学校規模等適正化基本方針の改訂に向けた取組み	
主な取組み(学校規模適正化等事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ●「守口市新しい学校・園づくり審議会(※1)」の設置及び運営 ●学校規模等適正化基本方針の改訂に向けた今後の市立学校の在り方を「守口市新しい学校・園づくり審議会」に諮問。 		◎
評価の根拠		
<p>◇平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づく統合は一定完了したことから、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現や、国が示す小学校の段階的な35人学級の編成を踏まえ、新たな教育に対応する環境整備を進めるため、今後の市立小・中学校等のあり方について、令和3年7月に「守口市新しい学校・園づくり審議会」への諮問を行った。</p> <p>◇市民の代表者や学識経験者等で構成される「守口市新しい学校・園づくり審議会」では、コロナ禍で制限があった中で、会議時間の短縮のため、事前に会議資料を配布するなど、感染防止対策を行いながら、「社会の在り方が劇的に変わる時代において、守口市の子どもたちをどう育てていくか」という視点で議論が為された。計6回の審議を経て、令和4年3月に「子どもたちが主役の魅力ある学校づくり」を柱とした答申を受けた。</p>		
今後の方向性		
<p>◆「小・中学校9年間を見据えた学びの充実」と「地域との協働やICT活用の視点を取り入れた、新しい時代の学校教育」を基本理念とした答申内容を踏まえ、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂に取り組む。加えて、令和3年3月に策定した既存校の老朽化対策を主眼とした「守口市立学校施設整備計画(※2)」との整合性も図りながら、安全・安心な学校施設の維持・管理を行うとともに、教育環境の向上に努める。</p>		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが主役の魅力ある学校づくりに向け、答申内容の着実な具現化を期待する。 ・守口市における小中一貫教育のあり方に期待をしたい。 		

参考となる図表及び注釈

※1 【守口市新しい学校・園づくり審議会】：市民、学識経験者、その他教育委員会が適当と認めた者の計20人以内の委員で組織される審議会。教育委員会の諮問に応じて、「より良い学習環境創造のための学校・園(教育システム)づくり」に関する事項を調査審議し、答申する。

※2 【守口市立学校施設整備計画】：市立小中学校の87%が築40年を経過しており、一斉に施設更新時期を迎えることから、財政負担の軽減と平準化を図りながら、学校施設の老朽化対策を行うため、国が推奨する建替えと同程度の教育環境の確保が可能な長寿命化改修を基本とし、老朽化度合によって必要な場合は改築を行うなど、施設の機能と教育環境の向上を図ることを目的とした学校施設整備計画。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 5</p>	<p>生涯学べる社会をつくる ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>すべての人が豊かな心で人生を謳歌できるよう、生涯学べる環境の提供、課題解決に向けて自ら行動できる自立した個人の育成を目指します。</p> <p>また、地域における人と人との絆を深め、他者と助け合い、主体的に地域課題の解決に取り組む活力ある地域の育成を目指します。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>12. 社会教育の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成人基礎学習の支援 ○本に親しむ活動の推進 ○文化・芸術活動の支援 ○文化財の保存と活用

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課
目標1	成人基礎学習の支援	
主な取組み(守口市立図書館管理事業、こども読書活動推進事業、文化センター管理運営事業、青少年団体活動助成事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のライフステージに応じた講座・教室の開催 ● 市立図書館(※1)の蔵書及びレファレンスサービス(※2)の充実 ● 青少年(※3)の健全育成を目的とする団体への支援 		○
評価の根拠		
<p>◇文化センター、市立図書館で各種講座等を開催し、自主活動団体との連携を図るとともに、多くの子育て世代の方に参加していただけるよう広報活動に努めた。</p> <p>◇市立図書館は令和2年6月に約18万冊の蔵書でオープンし、令和7年度には蔵書数を21万5千冊とする目標を立てており、令和4年3月末時点で約19万5千冊の蔵書を有するまでに至った。</p> <p>◇新型コロナウイルス感染拡大により、当初予定していた講座等のうち、実施できないものもあった。</p> <p>◇青少年の健全育成に取り組む団体に対し、事業経費の一部を補助する「青少年団体補助金制度」を引き続き実施した。コロナ禍で活動が出来ない団体があるなどの実態もあるが、同制度について、市ホームページやLINE等のSNS、広報誌、FMhanakoの活用、来庁した団体や、新たにスポーツ少年団の本部長への周知等を行うことで、利用件数の目標である25件には到達しなかったものの、新規申請団体が2件増加した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 講座・教室については、各関係団体と連携しながら、引き続き開催していくとともに、多くの方に参加していただけるよう広報活動に努める。 ◆ 市立図書館と隣接する大日公園が令和4年3月に完成したことで、幅広い世代の交流の場の創出を目指す。また、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」図書館として運営する。 ◆ 今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、「新しい生活様式」に対応し、来館せずとも読書が楽しめる環境を整備し、普段から図書館を利用しない層や障がいのある人等が図書サービスを利用しやすい環境を整えるため、電子図書館システムを導入する。 ◆ 「青少年団体補助金制度」について、幅広く制度の周知に努め新規申請団体は増加したものの、補助の対象になるにも関わらず申請を行っていない団体があり、目標である25件は達成できていないことから、今後も新たな周知方法を検討する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいを有した方々に対する合理的配慮の観点からの「電子図書館システム」の導入に期待したい。 ● 市立図書館の取組みには大いに期待している。また、学校図書館との連携充実にも期待する。 		

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課
目標2	本に親しむ活動の推進	
主な取組み(子ども読書活動事業、守口市立図書館管理事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次守口市子ども読書活動推進計画」(※4)の推進 ●市内の認定こども園等において「おはなし会」の開催 ●市立図書館における読書のきっかけづくりに繋がるイベント等の実施 ●「こども読書の日」の記念事業として、絵本作家による「絵本の読み聞かせ講演＆ワークショップ」を開催するなど、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づいた児童生徒の読書活動の推進 ●市内小学校新1年生全員を対象とした市立図書館の読書通帳(※4)の配布 		○
評価の根拠		
<p>◇児童生徒が本に親しむ活動の一環として、認定こども園等において「おはなし会」の開催や「子ども読書の日記念事業」を新型コロナウイルス感染拡大防止対策をした上で実施した。</p> <p>◇市立図書館では、毎週の読み聞かせやクイズ、スタンプラリーなどを通じて、読書の大切さについて啓発することができた。</p> <p>◇市内小学校新1年生を対象に市立図書館の読書通帳を配布することにより、読書のきっかけづくりに努めた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒が読みたいと思う本に出会い、読書を通じて豊かな心を育むとともに、それぞれの課題や目的に応じて必要な情報を主体的に収集し、自らが判断し、活用する能力が身につけられるよう「第2次守口市子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行う。 ◆新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、来館せずとも読書が楽しめる環境を整備し、普段から図書館を利用しない層や障がいのある人等が図書サービスを利用しやすい環境を整えるため、電子図書館システムを導入する。 ◆コロナ禍における読書機会の増加に伴い、子ども読書の推進にかかる読み聞かせボランティアの養成講座、ステップアップ講座などのオンライン実施等について検討する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校新1年生全員を対象とした「読書通帳」の配布は評価に値する。 ・「守口市読書活動推進計画」に基づき、着実に取組みを進めている。今後、読書活動に課題のある中学生をターゲットにした取組みの強化に期待する。 		

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課
目標3	文化・芸術活動の支援	
主な取組み(文化行事開催事業、現代南画管理運営事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の自主的なグループ・団体による文化活動への事業支援 ● 文化・芸術団体等と連携、協働した市美術展覧会や日本南画院大作展の開催 		○
評価の根拠		
<p>◇市役所本庁舎において、市総合美術協会との共催で11月に「第65回守口市美術展覧会」を開催し、市内外から262点の応募があり、入選作品158点の展示を行った。</p> <p>◇市美術展覧会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、作品受付窓口を2箇所から3箇所に増やし、搬出時には人数制限を行うなど密を分散させる対策を実施した上で開催した。</p> <p>◇現代南画(※5)の第一線で活躍されている方々の作品を展示した「日本南画院大作展」及び小中学生を対象としたワークショップ「子ども水墨画教室」を開催した。</p> <p>◇市役所本庁舎の壁面に現代南画作品を四季に合わせて展示し、より多くの方の現代南画の魅力を身近に感じてもらうことができるよう取り組んだ。</p> <p>◇自主的な文化活動・文化事業の支援として、生涯学習援助基金活動助成金を交付することで、市民の文化活動を推進した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎などの公共施設等において現代南画作品の展示を引き続き行うなど魅力発信を続けていくとともに、市美術展覧会、日本南画院大作展の来場者の増加に繋がる広報活動に努める。 ◆市美術展覧会については、今後も文化・芸術活動の一環として継続して取り組んでいく。また、出品者の創作意欲を促進させるため、来場者の増加やマスコミ等への周知にも努める。 ◆現在市民団体が主催している文化教室等の参加者は高齢者が大半であるが、若い世代に文化活動を推進していけるよう関係団体と連携し、これまでの知識や経験を活かしながら新たなイベント等を支援していく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代がより文化活動に参加できる仕掛けを考えていただきたい。 ・若い世代をターゲットにした文化活動を推進していく方向性に期待したい。 		

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課
目標4	文化財の保存と活用	
主な取組み(旧中西家住宅管理運営事業、文化財保護事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の文化財への愛護意識の涵養 ● 文化資源の保存及び活用 ● 市文化財展・市民文化財講座の開催 ● 市立図書館での文化財の展示 		○
評価の根拠		
<p>◇文化財への愛護意識の涵養を図るため、中西家文書の中から特に注目されるものを取り上げ、「ビジュアル江戸時代一刷り物の文化」と題して、市文化財展を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。</p> <p>◇例年開催している市民文化財講座については、「中世の大量出土銭」をテーマに開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。</p> <p>◇市立図書館1階に開設している郷土資料展示室で埴輪や市内文化財の史料を常設展示し、文化財の保存・活用をすることで、愛護意識の涵養に努めた。</p> <p>◇市指定有形文化財であるもりぐち歴史館「旧中西家住宅(※6)」においては、四季折々のイベントや企画展を予定していたが、大半を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。しかし、「襖絵特別公開」等については、参加者が声を出したり、道具等を使い回さないイベントであるため、感染防止対策を実施した上で開催した。</p> <p>◇「もりぐち文化財ガイドマップ」の更新及び「図説もりぐちの文化財1・2」を発刊した。</p> <p>◇市内の史跡散策コースを記載した「もりぐちぶらり歩きマップ」を市の歴史や文化に親しんでもらうことを目的に改訂した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆市民文化財講座や市文化財展は来場者数の維持・向上を目指すために開催日数の増加の検討や、市民に親しんでもらえるテーマ設定を行う。 ◆もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業については、学校園との連携やSNS等での広報活動を積極的に行い、イベントを通じて文化財愛護意識を高め、文化財の価値を高めることに繋げる。 ◆文化財については、新たな市文化財指定に向け、専門分野の委員による事前調査の実施等に取り組む。 ◆「もりぐちぶらり歩きマップ」やガイドマップ等を活用して、市民に対する文化財の情報発信に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化財講座における「中世の大量出土銭」講座の開催に期待したい。 ・コロナ禍により中止を余儀なくされた取組みが多い中、文化財ガイドマップの更新等を行いホームページで公開する等、情報発信の工夫が見られた。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「成人基礎学習の支援」

市立図書館の来館者数、図書等の貸出冊数

年度	来館者数(人)	貸出冊数(冊)
令和3年度	256,696	281,083
令和2年度	171,174	210,608

蔵書数の拡充計画

冊数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	171,668冊	175,000冊	185,000冊	195,000冊	205,000冊	215,000冊
実績	171,668冊	187,680冊	195,876冊	-	-	-

青少年関係団体補助金

年度	交付団体(件)	予算(円)	決算(円)
令和3年度	17	750,000	510,000
令和2年度	18	750,000	540,000
令和元年度	17	750,000	510,000

目標3.「文化・芸術活動の支援」

市美術展覧会での出品・展示数等

(1)市美術展覧会(開催期間は4日間)

年度	出品数(点)	入選数(人)	入場者数(人)	会場
令和3年度	262	158	1,095	市役所本庁舎
令和2年度	284	174	1,297	
令和元年度	309	173	1,076	

(2)日本南画院大作展(開催期間は4日間)

年度	展示数(点)	入場者数(人)	会場
令和3年度	20	245	市役所本庁舎
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
令和元年度	20	415	市役所本庁舎

目標4.「文化財の保存と活用」

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

【年間来館者】

年度	個人				団体				無料(減免)				合計
	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
令和3年度	522	19	17	558	30	27	0	57	10	169	291	470	1,085
令和2年度	450	28	16	494	0	0	0	0	4	93	131	228	722
令和元年度	1,451	32	50	1,533	50	0	0	50	17	725	369	1,111	2,694

令和3年度:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月9日～6月20日、8月2日～9月30日の間、休館

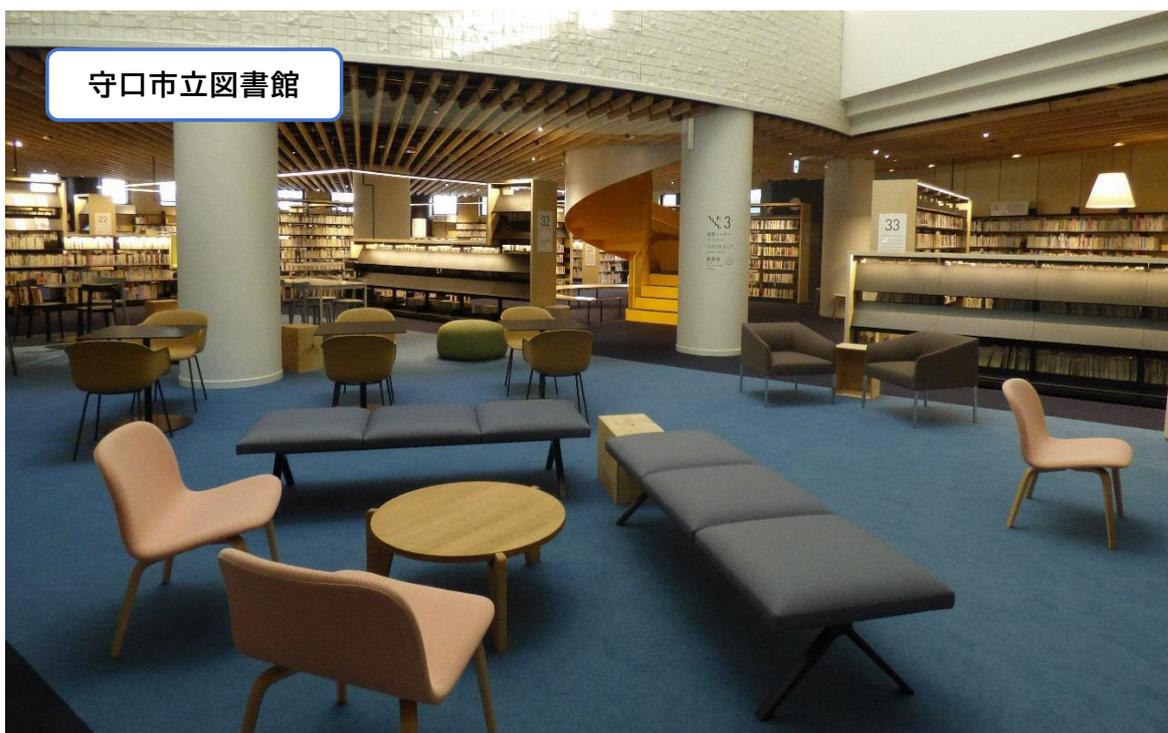
令和2年度:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月1日～5月31日、12月5日～2月28日の間、休館

令和元年度:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月29日～3月31日の間、休館

守口市文化財展の開催状況

年度	期間	テーマ	会場	見学者数	備考
令和3年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
令和2年度	2月16日～22日	梶2号墳はにわ大集合	市役所 会議室	350名	円筒埴輪・朝顔埴輪、形象埴輪、須恵器壺等の出土品展示
令和元年度	2月15日～21日	河内国茨田郡大枝村中村家文書の世界	市役所 会議室	350名	実際の史料・写真パネル

- ※1 【**市立図書館**】：令和2年度に本市初の図書館法上の図書館として開館。約20万冊の蔵書を備え、無人貸出し・返却設備や読書通帳をはじめとする充実した図書サービスに加え、市民の多様な生涯学習ニーズに応えるため、自習室や会議室のほか、スタジオや多目的ホールといった設備を備えた多目的施設。図書館事業と生涯学習事業が相互に特色を生かしつつ連携し、市民の皆様が自主的に「集い・学び・交流」することができる施設を目指して設立された。



守口市立図書館

- ※2 【**レファレンスサービス**】：資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

- ※3 【**青少年**】：ここでは、青少年関係団体補助金交付要綱に規定する18歳未満の者を指す。

- ※4 【**第2次守口市子ども読書活動推進計画**】：守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進していくことを目的に、令和元年9月に策定。

- ※5 【**現代南画**】：水墨画を基調にした絵画。室町時代に中国から伝えられた南宋画が日本画や洋画の写生の手法を取り入れたり、色彩を使うようになったのが現代南画。

※6 【旧中西家住宅】:大阪府内で唯一農村にある武家屋敷で大変貴重な建物であり、平成10年2月18日に、「主屋」「大門」という建物を守口市の指定有形文化財に指定。この大切な文化財を未永く伝えていくため、市が平成11年から保存・修復工事を始め、1年9ヶ月をかけて平成13年3月に完成。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」として平成13年7月に開館。

